

千葉県総合計画原案

千葉県

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の構成と期間	1
4	計画の特色	2
第2章	千葉県が目指す姿（基本構想編）	3
1	時代背景と課題	3
2	基本理念	14
3	目指す姿（基本目標）	15
第3章	重点的な施策・取組（実施計画編）	21
1	施策の基本方向	21
2	施策の内容	24
	（3基本目標、10政策分野、35施策）	
第4章	計画の推進に当たって	105
1	計画推進の基本的考え方	105
2	千葉県の行財政基盤の強化	111
3	政策評価制度による進行管理	114

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

今、私たちは、急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、グローバル化した経済の下での世界同時不況の発生、地球規模での温暖化の進行、そして国と地方を通じた財政の危機的な状況など、かつてないほどの困難な状況に直面しています。

このような中で、私たちは様々な課題を乗り越え、光り輝くちばを築いて次世代に確実に引き継いで行かなくてはなりません。

そのためには、中長期的な視点に立った県政運営が求められています。

そこで、本県では、県民の『暮らし満足度日本一』を基本理念として、千葉県のあるべき姿と、これを実現するため3年間で取り組む政策・施策を示す新たな総合計画を策定しました。

2 計画の性格

この計画は県政運営の基本となるもので、千葉県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。

また、今後の新しい千葉県づくりの方向性を県民の皆様と共有し、力を合わせて本県の将来の目指す姿を実現していくための指針となるものです。

3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想編」と「実施計画編」で構成しています。

(1) 基本構想編

千葉県を取り巻く時代背景と課題を、「人口減少・少子高齢化」、「経済・社会のグローバル化」、「安全・安心」、「環境保全」、「地方自治」、「デジタル社会の進展」という6つの側面から整理しました。

その上で、『暮らし満足度日本一』を基本理念に掲げ、10年後の千葉県の目指す姿と進むべき方向性を、「安全で豊かな暮らしの実現」、「千葉の未来を担う子どもの育成」、「経済の活性化と交流基盤の整備」という3つの基本目標を設けて具体的に明らかにしました。

(2) 実施計画編

この3つの基本目標を達成するため、平成22年度(2010年度)から、平成24年度(2012年度)までの3か年で重点的に取り組む政策・施策を体系的に整理しました。

4 計画の特色

(1) 千葉県が持つ財産（宝）の活用

成田国際空港や東京湾アクアライン、全国屈指の農林水産業、豊かな自然など、千葉県が持つ様々な財産（宝）に光を当て、それらを生かす計画としました。

(2) 選択と集中

厳しい財政状況の中でも、千葉県が抱える課題を解決し、県民ニーズに応えられるよう、施策の「選択と集中」を図りました。

(3) 総合的な取組

分野をまたがる課題に対しては、横断的な連携のもと、施策を統合し、相乗効果を高めるなど、総合的な取組としました。

(4) 分かりやすい計画

県民の皆様に分かりやすく、親しみやすい計画となるよう、構成や記述面などで工夫に努めました。

第2章 千葉県が目指す姿

1 時代背景と課題

総合計画の基本目標である目指す姿を設定するため、本県を取り巻く社会・経済の状況と展望を、「人口減少・少子高齢化」「経済・社会のグローバル化」「安全・安心」「環境保全」「地方自治」「デジタル社会の進展」の6つの視点から区分し、取り組むべき主要課題を明らかにしました。

○ 人口減少・少子高齢化

(1) 千葉県の将来人口推計

- 我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計¹⁾によれば、平成17年から平成67年までの50年間で7割程度まで減少する見込みです。
- 大正9年の国勢調査が開始されて以降、本県の人口は順調に増加してきました。昭和の大合併が終了した昭和30年代からの人口データによると、千葉・東葛飾地区などでは、特に人口が大きく伸びている地域がある反面、安房・夷隅地区などでは、人口減少が続いている地域もあります。
- 本県で今後15年間の将来人口推計を行った結果、千葉県の人口は平成22年の620万3千人から平成29年には626万2千人と、今後もわずかながら伸びていくことが見込まれます。平成29年を境に、緩やかな減少傾向に入り、10年後の平成32年には624万6千人、平成37年には617万2千人になることが予想されます（人数は各年10月1日時点の中位推計・速報値）。
- また、本県の高齢者人口の割合（65歳以上の人口割合）は、平成22年の20.5%から平成32年には27.4%、平成37年には28.7%へと、急速に高まっていくことが予想されます。反面、本県の生産年齢人口の割合（15歳以上64歳以下の人口割合）は、平成22年の66.2%から平成32年には60.5%、平成37年には60.1%へと減少することが予想されます（率は各年10月1日時点の中位推計・速報値）。
- 本県の合計特殊出生率²⁾は、厚生労働省によれば、平成20年に1.29となり、過去最低であった平成15年以降、わずかながら増加傾向にあるものの、全国の中では下位に位置しています。

(2) 人口減少に伴う需要・供給の縮小

- 我が国は、長期的な人口減少の影響により、国内における消費者の絶対数が減り、生産者としての労働力も減少することから、需要と供給の両面での縮小がおこり、経済活動の停滞が心配されています。その一方で、例えば老後の生活を楽しむための趣味や旅行などの余暇活動が盛んになり、高齢者を対象とした産業分野などで国内需要の伸びも期待されます。

- こうした人口減少に伴う供給の縮小を克服するため、高齢者の知識や技能・経験を生かした雇用の創出や、男性も女性もその人の意欲・能力を生かし働き続けられる環境づくりが求められます。
- また、社会や経済の成熟化に伴い、量よりも質や差別化へと、消費に対する考え方が変化しており、より付加価値の高い製品・サービスへの供給構造の転換が求められています。

(3) 高齢化による医療・福祉ニーズの増大

- 本県では、今後予想される高齢化に伴い、医療・福祉ニーズの急増が見込まれることから、医療・福祉サービスの基盤整備を図ることが急務であるとともに、それを支える人材を確保することが必要です。
- 今後、核家族化や過疎化の影響により、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯がさらに増加することが見込まれます。
- こうした中で、近年、高齢者等の孤立死や老々介護などが社会問題となっており、地域で安心して暮らせるコミュニティーの再生や地域における新たな支え合いを確立する必要があります。

(4) 少子高齢化社会のライフスタイルに対応した地域づくり

- 人口減少及び少子高齢化の進行は、自治体の行政基盤の弱体化、ライフスタイルの変化などを引き起こし、地域コミュニティーの活力低下が懸念されます。
- このため、少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来を担う子どもたちを育成するため、大きな負担がなく、子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めていく必要があります。
- 特に、子どもたちが健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるよう、地域全体で支援していくことが必要です。
- さらに、高齢者の知識・経験を生かし、地域づくり・経済活動の担い手として生き生きと活躍できる環境を整備することが必要です。
- 新しいライフスタイルに対応した「魅力ある地域づくり」を進めるためには、それぞれの地域が特性を生かして、市民活動団体などを含む県民・企業・大学・市町村等、多様な主体が力を合わせていくことが必要です。

○ 経済・社会のグローバル化

(1) 各産業における世界規模での競争の激化

- 我が国の経済は、グローバル化³⁾の進展による世界規模での競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。

- 新興国の急速な経済発展により様々な産業分野が激しい価格競争にさらされる中で、本県の企業は中小企業も含め、その強みや独自性が何かを改めて問い直し、国際的な競争力を維持充実させていかなければなりません。
- さらに、企業が国や地域を自由に選択する時代の中で、県としても、戦略的な企業誘致や既存産業の高度化を進め、産業集積を促進していくことが必要です。
- さらに、経済のグローバル化の中で、県内企業の海外市場との取引を視野に入れた支援も必要となってきています。
- 一方、低価格の野菜や肉など輸入農林水産物の増加や、漁船・施設園芸用の燃油や家畜用の穀物飼料の国際取引価格の上昇により、県内の農家、漁家の経営も厳しさを増す一方であり、生産意欲の低下や担い手不足など、農林水産業の生産基盤の弱体化が進んでいます。
- このため、本県農林水産物の自給力・国際競争力の強化と地域経済活性化のため農林水産業と商工業等の各産業の連携による新たな展開を図るとともに、収益性の高い施設園芸の推進や農林水産物の輸出などを進めていくことが求められています。

(2) 研究開発型企业や新たなビジネスモデルによる事業展開

- 少子高齢化、経済のグローバル化に加え、急激な景気悪化など社会経済環境の大きな変化の中で、県内企業は厳しい経営状況に置かれています。
- こうした状況に対応するには、県内企業が研究開発能力を高めながら、技術力を向上させ、また、新しいビジネスモデルを開発して、付加価値の高い企業へ転換を図っていくことが求められています。
- 県内には、東京大学、千葉大学をはじめとする大学・研究機関や、東葛テクノプラザ、東大柏ベンチャープラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設（起業家育成施設）があり、これらを活用した幅広い分野の産学官連携を促しながら、県内各地に新事業・新産業を生み出していくことが必要です。
- また、地域の特性を生かした新たな事業の創出に向けて、農林水産業と商工業が連携して事業に取り組む「農商工連携」事業なども進めていく必要があります。

(3) 成田国際空港の機能拡充

- 成田国際空港(以下、「成田空港」という。)は、平行滑走路の2,500メートル化が完了し、平成22年3月末からは、年間発着回数(容量)が2万回増加して22万回となります。
- 成田空港が、今後も首都圏の国際線基幹空港としての役割を果たしていくためには、周辺地域との共生・共栄を前提として、更なる容量拡大に向けた協議を進めるとともに、経済波及効果を周辺地域が享受できる基盤整備が必要です。
- 成田空港と東京国際空港(以下、「羽田空港」という。)の一体的活用を推進

するとともに、成田・羽田の共存共栄を実現するため、両空港間及び都心と両空港間の鉄道等のアクセスの改善が必要です。

(4) 拠点となる交流都市づくり

- 柏・流山地域では、大学と地域が連携したまちづくりを進めていますが、つくばエクスプレスの開通により、飛躍的に向上した交通の利便性を生かし、質の高い都市機能の充実や、新たな産業の創出を促進していくことが必要です。
- 幕張新都心には、国際交流機能・中枢的業務機能等の諸機能が集積しています。新都心の成熟や時代の変化に対応した拠点機能を強化していくことが必要です。
- かずさ地域は、先端技術産業分野の研究所が集積する国際的水準の研究開発拠点づくりを進めてきましたが、立地面積は半分程度にとどまっており、時代の変化に対応した立地環境の整備が必要です。

(5) 多文化共生社会の実現

- 本県の外国人登録者数は、平成 20 年末現在で約 11 万 3 千人であり、この 10 年間で 63%増加しており、今後も、更なる増加が見込まれます。
- 国際化がさらに進展する中で、外国人県民⁴⁾が暮らしやすいと感じる地域づくりを進めていく必要があります。

○ 安全・安心

(1) 県民意識の高まりと危機管理対策

- 凶悪事件や食の安全を脅かす事件の相次ぐ発生、新型インフルエンザの世界的流行など、県民の「安全・安心」な暮らしが脅かされています。
- 県政に関する世論調査における県政への要望では、暮らしの安全・安心を確保するための施策を望む声が増えています。⁵⁾
- こうした中で、大規模災害や重大な事件・事故に迅速に対応するため、国・市町村・関係団体などと連携し、危機管理体制を強化し、県民が元気で不安なく暮らしていくことができる「安全・安心」の確立された千葉県づくりが必要です。

(2) 「消費者」の安全・安心の確保

- 近年、架空請求や住宅リフォーム詐欺、キャッチセールス被害など高齢者や若者を標的とした事例や製品事故、産地や品質等の偽装事件などが続発しています。
- 千葉県・市川市で発生した冷凍餃子による食中毒事件、本県が国内初の発症例となった B S E⁶⁾問題など、食の安全・安心を揺るがす事件も数多く発生しています。

- 消費者が安心して商品やサービスを選択できるよう、相談窓口の整備や悪質事業者の取締りの強化などに取り組むことが必要です。さらに、事業者や事業者団体自らも消費者の視点に立った経営に取り組むことが求められています。
- また、「いのち」をつなぐ「食」については、食品に対する監視指導及び検査を徹底して行うとともに、全国有数の農林水産業県として、環境にやさしく農薬等の使用を減らした「ちばエコ農産物」など、全国の消費者から新鮮で安全・安心な農林水産物を安定的に提供することが求められています。

(3) 医療・福祉対策の推進

- 県立病院では、都道府県初の女性専用外来診療を設置するなど、県内医療のリードに努めるとともに、高度で専門的な医療に取り組んできました。
- さらに、本県では平成 21 年 1 月から 2 機目のドクターヘリを運航しており、現在、県内のほぼすべての地域を、出動要請から現場到着まで概ね 15 分以内でカバーしており、救命率の向上につながっています。
- しかしながら、医師不足による病院・診療科の縮小や廃止が発生しており、このため、医療を提供する体制が弱体化している地域が見受けられます。
- こうした中で、大病院等への患者の集中を改善し、医療施設の役割分担と連携を構築するとともに、救急患者の受入が困難となっている状況を改善するため、全県的な救急医療体制の整備を図る必要があります。
- このため、県では、患者を中心として、疾病の段階ごとの医療機関の役割分担と連携を明確にした「循環型地域医療連携システム」の構築やがんなどの 4 つの疾病について患者と医療機関が治療計画を共有できる全県共用の「地域医療連携パス」の作成など、全国に先駆けた取組をしてきました。
- また、本県では急速な高齢化の進行に伴い、介護や支援を必要とする高齢者が急増することが見込まれていますが、特別養護老人ホーム等の介護サービスの基盤整備が大幅に遅れています。
- このため、在宅でも施設でも介護サービスが適切に提供されるよう、総合的体制を整備するとともに、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防事業の充実を図るなど、「元気な高齢者」を増やすための対策に取り組む必要があります。
- しかし、高齢化の進展に伴って、今後も障害のある人が増えていく見込みであり、ライフステージに沿った障害福祉サービスの充実や障害のある人に対する理解の促進を図り、障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築が必要です。

(4) 健康づくりの推進

- 生活習慣病は、40 歳代から増えはじめ、50 歳代で急激に増える傾向にあり、今後、人口の高齢化によって、生活習慣病の患者数が増大することが見込まれます。

- 昭和 57 年以來、千葉県民の死因第 1 位はがんであり、平成 20 年のがん死亡者数は全死亡者数の 30.5%を占めており、がん対策は、県民の健康と生活の質を守る上で、極めて重要になっています。
- 県民一人ひとりの健康を守るためには、県・市町村・学校・医師会・企業等の連携・協力が必要であり、特にライフステージを通じた生活習慣の改善が必要です。

(5) 交通安全対策の推進

- 本県の平成 20 年の交通事故死者数は、県民と関係機関・団体が一体となって取り組んだ結果、213 人と 9 年連続で減少しました。
- しかしながら、全国では、ワースト 5 位と、依然、交通死亡事故が多発しています。
- 交通事故をなくすためには、道路の整備など、交通事故の起こりにくい環境を整備することはもちろん、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、実践することが不可欠です。

(6) 防犯対策の推進

- 本県の平成 20 年の刑法犯認知件数⁷⁾は、100,827 件と 6 年連続して減少していますが、依然全国ワースト 6 位と、治安状況が良いとはいえません。
- このため、県・市町村・県民・地域などが連携し、犯罪が起こらないまちづくりを推進する必要があります。
- 地域の防犯力をアップさせて犯罪を予防する抑止と、凶悪・悪質化する犯罪を見逃さず逮捕し検挙する抑止が同時に求められます。

(7) 防災対策の推進

- 本県を含む南関東地域⁸⁾において、今後 30 年の間にマグニチュード 7 程度の地震が 70%の確率で発生すると予想⁹⁾されています。また、都市部への人口集中に伴い、災害の恐れのある地域へ居住地が拡大しています。
- 本県の海岸や河川沿いに位置している都市の中には、津波や地盤の液状化の被害を受けやすい地域があります。
- また、都市化の進展や産業の高度化により、風水害や各種の大規模事故災害に見舞われるおそれがあります。
- 地震等の災害による被害を最小限にとどめ、県民の生活と安全を守るためには、県や市町村、地域や企業、県民などが連携して防災対策に取り組むことが重要です。

○ 環境保全

(1) 地球温暖化に対する取組

- 地球温暖化は、確実に進行しており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）¹⁰⁾ の報告によると、その原因は、私たち人類がその活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガス¹¹⁾ の増加にあることが、ほぼ断定されています。
- 本県の平成 18 年の二酸化炭素排出量は、平成 2 年と比べて 8.6%増加しています。
- 今後は、二酸化炭素の排出を低く抑えた「低炭素社会¹²⁾」を構築するために、県民や事業者が具体的にできることを考え、行動し、ライフスタイルや社会経済システムを変えていかななくてはなりません。

(2) 資源循環型社会の確立

- 大量生産・大量消費によって、物質的には豊かになりましたが、一方では、大量廃棄の社会のもと、廃棄物の増加と多様化という問題が生じ、廃棄物の処理が困難になりつつあります。
- 平成 18 年度の本県の一般廃棄物¹³⁾ のうち「ごみ」のリサイクル率は、全国第 5 位であるものの、県民一人一日当たりのごみの排出量は 1,113g と、依然として 1,000g を超える多くの「ごみ」が排出されています。
- 産業廃棄物¹⁴⁾ については、排出量の減少や再資源化率の向上に向けた取組が進められてきましたが、今後、建築物の更新などにより排出量の増加が予想されています。
- 今後、持続可能な発展を遂げていくためには、大量廃棄型社会から脱却するとともに、資源循環型社会¹⁵⁾ の構築を目指していくことが必要です。
- このため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のいわゆる「3R¹⁶⁾」を推進するとともに、それでも発生する廃棄物については、適正に処理していくことが求められています。

(3) 産業廃棄物の不法投棄の防止

- 産業廃棄物の不法投棄は、土壌・水質汚染など、環境に深刻な影響を及ぼします。
- 平成 19 年度の本県の産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時（平成 11 年度）の約 13 分の 1 まで減少しましたが、依然、全国ワースト 3 位と、発生量が多い状況にあります。また、今後は、高度経済成長時代の建造物の建替え等による廃棄物の排出量の増加に伴い、不法投棄の増加が懸念されています。
- このため、県・市町村・県民・事業者等との連携をさらに強め、不法投棄を根絶しなくてはなりません。

(4) 良好な大気・水環境の保全

- かつての産業公害により、本県の大気汚染や水質汚濁が大きな社会問題となりましたが、県民・事業者の取組や首都圏の各都県等との連携した取組などにより、現在は改善の傾向にあります。
- しかし、平成 20 年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は、全国ワースト 3 位となっているとともに、微粒子状物質¹⁸⁾への対応など新たな課題も生じています。
- また、水質の環境基準達成率 (BOD、COD)¹⁷⁾も全国平均を大きく下回っているとともに、平成 19 年度水質調査結果において、印旛沼の水質は全国ワースト 1 位となっています。さらに、東京湾では、赤潮・青潮が引き続き発生している状況です。
- このため、きれいな空気と水に囲まれた千葉を実現するため、事業者とともに、県民一人ひとりが、より一層環境にやさしい取組を実践していく必要があります。

(5) 豊かな自然環境の保全

- 緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、様々な動植物が生息・生育する里地里山など、本県の豊かで多様な自然環境は、生活の基盤として、また憩いの場として、県民のみならず、本県を訪れる多くの人たちに潤いと豊かさを与えてくれています。
- 一方、手入れされない里山や耕作放棄された農地が県内で増加しており、身近に見られた生き物が減少するとともに、雨水を一時的に貯め込み地下に浸透させる洪水防止機能や水源かん養機能など里山や農地の多面的機能が低下しています。
- 本県の豊かな自然環境を、県民・企業・行政など様々な主体の取組により、次代の子どもたちに引き継いでいかななくてはなりません。

(6) 野生生物の保護と管理

- 市街化の進行や、アライグマ等特定外来生物¹⁹⁾の増加などにより、生態系の破壊・劣化が進んでおり、絶滅のおそれのある野生生物が増加しています。
- また、イノシシ等野生鳥獣の増加などにより、農作物等の被害が深刻化しています。
- このため、野生生物の保護と管理を推進し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

○ 地方自治

(1) 危機的な県財政

- 県税や地方交付税等の歳入が伸び悩む一方、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増など、義務的経費の増加が続いており、厳しい財政状況が続くものと見込まれますが、今後とも県民ニーズに応えた政策を着実に実行していくためには、持続可能な財政構造を確立していく必要があります。

(2) 地方分権改革の推進

- 国は、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を掲げ、国と地方の関係を見直し、新しい国のかたちをつくるとしています。
- 地方分権改革の実現により、国から都道府県、都道府県から市町村への権限移譲が一層進められ、自治立法権、自治行政権、自治財政権が拡充し、都道府県・市町村の役割がこれまでよりも強化されるものと期待されていますが、改革の具体的な工程等が不透明となっています。
- 地方分権改革が真の分権改革となるように働きかけていくとともに、改革の実行が、個性豊かで活力に満ちた社会の構築や、地域の実情にあわせた住民サービスの向上につながるものにしていく必要があります。

(3) 県民等との連携・協働

- 分権型社会の流れを受けて、地域のことは地域で決めるという自己決定・自己責任の原則のもと、地域が自立して、個性と魅力ある地域づくりの取組みが始まっています。
- 本県では、各地域の活性化を目指し、市民活動団体など県民・企業・大学・市町村等、多様な主体が連携・協働して、自然、産業、文化、歴史などの地域資源を生かした魅力ある地域づくりに向けた取組を行っています。
- また、河川や道路の清掃、除草などの美化活動を行っている団体を支援する「アダプト制度」を推進しています。
- 地域が持続的に発展していくためには、県民、企業、大学、市町村など多様な主体と県とがこれまで以上に連携・協働することが求められており、そのための環境整備が必要です。

(4) 分権型社会を担う市町村の自主性・自立性の向上

- 分権型社会の主役である市町村は、住民に身近な行政を担い、住民と直接向かい合う基礎自治体であり、これまで以上に自主性・自立性を高めることが必要です。
- 県内市町村は、市町村合併などの取組により行財政基盤の充実が図られてきていますが、今後の地方分権の進展に対応するためには、なお一層の充実が求めら

れています。

- 多様化・高度化する行政事務に的確に対応し、地域課題を自ら解決することが求められています。

○ デジタル社会の進展

(1) ユビキタス社会²⁰⁾の到来

- 平成13年にわが国の情報通信に関する国家戦略である「e-Japan 戦略」が制定されて以降、ブロードバンド²¹⁾の基盤整備が集中的に進められてきました。
- 現在では、世界最高水準のブロードバンド・サービスのほか、携帯電話、デジタル放送等のシステムが整備され、「いつでも、どこでも、何でも、誰とでも」つながるユビキタスネットワーク化が進んでいます。
- 本県のブロードバンド・サービスの世帯カバー率は全国でも上位にあり、携帯電話についても山間部の一部を除き、概ね県内全域において利用が可能です。

(2) ITの戦略的利活用

- 情報通信基盤の整備が進み、一部の自治体では、住民基本台帳カード²²⁾などを活用した全国的にも最先端の行政サービスを構築していますが、ITの利活用については、多くの県民がその成果を実感するまでには至っていないとの声があります。
- また、諸外国と比べ、「電子商取引」「交通・物流」の分野で日本のITの利活用は比較的進んでいますが、「安全・安心」「医療・福祉」「教育・人材」「雇用・労務」「企業経営」「行政サービス」の分野において利活用が遅れています。
- このため、豊かな県民生活に資するよう、利活用の遅れている分野の底上げを図り、真に利用者の視点に立ったデジタル社会を実現する努力が不可欠です。

(3) ネット社会の信頼性の向上

- ITの社会生活への浸透に伴い、情報量が爆発的に増加したことで、適切な情報を選択・活用ことが課題となっています。
- また、ITが関係した事件の増加、コンピューターウイルスへの感染や個人情報の流出などに対して不安を感じている利用者も少なくありません。
- こうした課題への対処や不安を解消し、IT利活用の推進をするために、情報活用能力の向上や情報流出・障害などのリスクに応じた情報セキュリティ対策を充実していく必要があります。

【注】

- (1) 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計：平成 18 年に発表した将来人口推計（中位）によると、平成 17 年に 1 億 2,776 万人であった日本の人口は、平成 67 年には 8,993 万人になるとの見込みです。
- (2) 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1 人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を表します。
- (3) グローバル化：経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになることです。
- (4) 外国人県民：千葉県に在住する外国人のことです。
- (5) 暮らしの安全・安心を確保するための施策を望む声が増えている：県民世論調査における県政への要望では、安全・安心に関する項目である「食品の安全、医療、高齢者福祉、交通事故、犯罪、災害」に対する回答数（複数回答可）の割合の累計は、平成17年は87.1%だったのに対し、平成20年は143.3%となっています。
- (6) BSE（牛海綿状脳症）：1986年に英国で初めて報告された牛の病気で、牛の脳の組織に海綿状（スポンジ状）の変化を起こす病気です。この病気は、感染してすぐに発症するのではなく、2～8年の潜伏期間の後、食欲減退による体重減少、異常姿勢、運動失調、起立不能などの神経症状を示し、発病後は2週間から6ヶ月の経過を経て死に至ります。
- (7) 刑法犯認知件数：警察において、認知した事件の数のことです。
- (8) 南関東地域：千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県東部・茨城県南部とその周辺地域を想定しています。
- (9) 今後 30 年の間にマグニチュード7程度の地震が70%の確率で発生すると予想：文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部の地震調査委員会が平成 21 年 1 月に公表した調査結果によります。
- (10) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。
- (11) 温室効果ガス：赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など）の総称です。温室効果ガスがなければ、 -18°C にもなる地球は、温室効果ガスが大気中に存在することで、地表の気温が平均 15°C 程度に保たれています。温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。
- (12) 低炭素社会：現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会のことをいいます。石油など化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって、その実現を目指します。
- (13) 一般廃棄物：廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。
- (14) 産業廃棄物：工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など法律で定められた 20 種類の廃棄物のことをいいます。
- (15) 資源循環型社会：廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のことをいいます。
- (16) 3R：限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会（＝資源循環型社会）をつくるための3つの取組（ごみを減らす「リデュース」、何回も繰り返し使う「リユース」、ごみを原材料として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったものです。
- (17) 水質の環境基準達成率（BOD、COD）：生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を達成している水域の割合です。BODは河川の、また、CODは湖沼・海域の汚染指標に使われます。
- (18) 微小粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものをいいます。微小粒子状物質は、粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。
- (19) 特定外来生物：法律に基づいて、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物のことをいいます。
- (20) ユビキタス社会：「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながる社会のことをいいます。
- (21) ブロードバンド：DSL回線、光回線、ケーブルテレビ回線、第3世代携帯電話回線をはじめとした、高速・超高速通信を可能とする回線をいいます。
- (22) 住民基本台帳カード：氏名や住民票コード等が記録されたICカードであり、身分証明書としても利用できるほか、各種行政手続きのインターネット申請が可能になります。

2 基本理念

千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。

本県は、首都圏の一角に位置するという好条件と、数多くの宝・ポテンシャルに溢れています。

県内産業は、世界最大規模の京葉臨海コンビナートを擁する一方で、農業は全国第2位の産出額を誇り、水産業、工業、商業においても全国上位に位置するなど、各分野のバランスがとれています。全国第7位である県内総生産は、ひとつの国としても成り立つ規模です。

環境面では、温暖な気候のため年間を通じて過ごしやすく、九十九里浜や外房から内房にかけての変化にとんだ美しい海岸線、緑あふれる房総丘陵の山並みなど、風光明媚で豊かな自然に恵まれています。

また、我が国の表玄関である成田空港をはじめ、千葉港、東京湾アクアライン、幕張メッセ、東京ディズニーリゾートなど日本を代表する施設も数多くあり、年間1億3千万人が訪れる観光大県でもあります。

これからは、地方が国を動かす時代です。本県も、こうした数多くの宝・ポテンシャルに光をあて、輝かせ、外に向かって千葉の魅力や千葉らしさを積極的に発信することで、首都圏、そして日本をリードする県を目指します。

千葉の可能性を最大限に生かし、県民の皆様とともにチームスピリットで、暮らし、医療・福祉・健康、自然環境、子育て、教育、観光、経済、まちづくりなど、各分野において日本一を目指す県政運営を行います。

そして、県民の皆様は、日本で一番暮らしやすいと感じ、「千葉で生まれ、住み、働けてよかった」と誇りに思える、千葉を実現します。

3 目指す姿（基本目標）

第2章前半の、本県を取り巻く「時代背景と課題」を踏まえた上で、基本理念を実現するため、「暮らし」「子ども」「経済」というキーワードに着目して、次のとおり3つの基本目標を設定し、これに沿って、10年後の千葉県の具体的な姿を示すことで、本県が進むべき方向を明らかにします。

- I 「安全で豊かなくらしの実現」
- II 「千葉の未来を担う子どもの育成」
- III 「経済の活性化と交流基盤の整備」

I 「安全で豊かなくらしの実現」

災害に強く、事件や事故が起こりにくい、安全で安心して暮らせることができる地域社会づくりが確実に進んでいる。

また、安心できる医療体制の整備、充実した福祉サービスの提供、生涯を通じた健康づくりや地域コミュニティの再生が図られ、健康で生き生きと暮らせる地域づくりが着実に進んでいる。

さらに、多くの県民がスポーツや文化・芸術活動に親しみ楽しむことができ、また国際交流が盛んに行われるなど、心豊かで元気に暮らせる地域社会づくりが進んでいる。

そして、環境保全と再生に取り組み、千葉の豊かな自然が子どもたちに継承されている。

「安全で安心して暮らせる地域社会」

- 県民一人ひとりがしっかりと防犯意識を持ち、行政や地域が一体となって犯罪を防止する本県の取組が、全国モデルになっている。
- 大地震や風水害、土砂災害などによる被害を最小限にとどめるため、インフラ整備・改修が進む一方、万が一、災害にあったときでも、地域住民同士が声をかけ、助け合い、安心して暮らすことができる地域社会が形成されている。
- 県民一人ひとりに「交通事故は絶対に起こさない」という意識が浸透し、また、道路や標識などが整備され、子どもからお年寄りまでが交通事故を心配しないで街を歩いている。
- 災害、犯罪、交通事故などに対して、市町村・学校・消防・警察等の関係機関との相互の連携が図られ、迅速な対応ができています。
- 消費生活に関する情報が十分に提供され、身近に相談できる窓口が整い、消費者が、安全で安心できる商品やサービスを選択できる体制が整っている。
- 新型インフルエンザの流行など健康を脅かす事態に対して、迅速かつ的確に対応できる健康の危機管理体制が確立している。

- 県内で流通する食品に関して、正確な情報が提供されるなど、消費者と生産者・事業者との信頼関係を築くための体制が構築されている。

「健康で生き生き暮らせる地域社会」

- 県内医療機関のネットワーク化が図られ、いつでも、どこでも、誰もが安心して治療を受けられる医療体制が整っている。
- 県民一人ひとりの健康に対する意識が高まり、自発的な健康づくりが行なわれている。
- 介護予防の取組が進むとともに、細やかな介護サービスが提供され、高齢者が元気に生活できる環境が整備されている。
- 障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスが提供され、障害のある人がその人らしく暮らせる環境が整備されている。
- 地域コミュニティが再生され、地域住民が互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らしていける地域社会が確立されている。

「心豊かに元気に暮らせる地域社会」

- 多くの県民が日常生活の一部として運動に親しみ、体力の向上が図られ、文化活動を通じ、心豊かに暮らす人が増え、地域は活気があふれ、「元気といえば千葉県だ」と言われている。
- 高い目標を持ってスポーツや文化・芸術活動に取り組む人が増え、全国的にトップクラスの成績を収めている。
- 地域の人たちによって埋もれていた伝統文化が復活し、その文化が多くの人たちとの交流を生み、さらに新しい現代的な要素が取り入れられるなど、ちば文化の魅力が増している。
- 県民主体の国際交流や国際協力が活発に行われ、世界の様々な地域との間に、草の根レベルのパートナーシップが築かれている。
- 外国人にも住みやすい県として、首都圏に勤務する外国人の転入が増え続けている。

「千葉の豊かな自然を子どもたちに継承」

- 本県の豊かな自然が、県内外の多くの人たちの憩いの場として、また農林水産業など経済活動の場として、しっかりと子どもたちに引き継がれている。
- 県民・企業・行政が、一丸となった低炭素社会¹⁾の実現に向けた取組が進んでいる。
- 県民・企業・行政が、一体となって廃棄物の削減や再使用、リサイクルに積極的に取り組み、限りある資源をどこよりも有効に活用している。
- 産業廃棄物の新たな不法投棄がゼロになっている。
- 大気や水がきれいになり、夜空の星が観測でき、川では様々な魚が見られるようになっている。

Ⅱ 「千葉の未来を担う子どもの育成」

子育てに必要な多様なサービスが提供され、地域全体で子育てを支援する体制づくりが進み、安心して子どもを産み育てられる環境整備が着実に進んでいる。

また、家庭・学校・地域が一体となり、心が豊かで、身体が健やかに育ち、郷土を愛し、個性輝く子どもたちが、地域社会に元気と活気を与えている。

「安心して子どもを産み育てられる地域社会」

- 保育所の入所待機児童が解消され、多様な保育ニーズに対応した安心してまかせられる保育サービスが展開されている。
- 子育て世代の経済的負担が軽減され、地域社会全体で安心して子育てを支援する体制が整備されている。
- 仕事と家庭を両立した働き方ができる職場環境が定着し、仕事から帰ってきたお父さんも育児に参加する姿が当たり前になっている。

「郷土を愛し自立した健康な子どもの育成」

- 「おはようございます」「いってきます」「いってらっしゃい」という元気な子どもたちの声が朝から街にあふれている。
- 他人を思いやり、郷土を愛し、自己表現のできる個性輝く子どもが育っている。
- 子どもや若者が健やかに育つための教育体制が整備され、家庭・学校・地域が一体となって、子どもや若者の成長を支えている。
- 子ども一人ひとりの希望や能力を引き出すことができる学習環境が整っている。
- いじめや暴力がなく、子どもたちが学校に行くことを楽しみにしている。
- 障害のある子どもたちも、障害のない子どもたちも、共に学び、地域が子どもたちの笑顔で満ちている。
- ニートやひきこもり、不登校だった子どもや若者たちが、周りの温かい支援によって、いきいきと仕事や勉強に取り組んでいる。
- 子どもや若者を取り巻く有害な環境をなくすための取組が、地域全体で進められている。

Ⅲ 「経済の活性化と交流基盤の整備」

本県の持つ財産(宝)を最大限に生かして、光り輝く千葉の魅力が全国に発信され、多くの人々が訪れ、地域が活性化している。

また、産学官のネットワークにより新事業や新産業が生み出されるとともに、中小企業等の経営基盤が一層強化されることにより、挑戦し成長し続ける産業活動により経済が活性化している。

さらに、全国屈指の農林水産業が、地域を支える力強く魅力ある産業に育っている。

そして、幕張や成田など、活力ある交流拠点が形成されるとともに、誰もが住みたくなくなるような質の高いまちづくりが着実に進んでいる。

「光り輝く千葉の魅力を全国に発信」

- 安全で新鮮、美味しいものなら「千葉県産」だという評価が県民をはじめ全国の消費者に浸透し、食卓には千葉県産の野菜や果物、米、魚、肉、牛乳などの食材や色鮮やかな花が並べられている。
- 成田空港が羽田空港と、より短時間で結ばれ、一体的な活用が進み、成田空港は、アジアのゲートウェイとして多くの利用客で賑わいを見せ、国際交通の起点になっている。
- 東京湾アクアラインの活用により、首都圏の人やモノの流れが大きく変わり、企業誘致が進み、観光客が大幅に増えるなど地域が活性化している。
- 千葉の豊かな自然、名所・旧跡や祭りなどの魅力ある文化、さらには農業・漁業体験など、本県の財産(宝)が最大限に生かされ、様々な目的を持った観光客・来訪者が、県内各地で一年を通して見られるようになってきている。
- 東京湾アクアラインが使いやすくなり、首都圏の一体性がさらに増して、房総半島に家屋や農園を購入したり、週末を本県で過ごす人が数多く見られるようになってきている。また、温暖で過ごしやすいと評判になり、他都道府県から転入する人が増えている。

「挑戦し成長し続ける産業」

- 地域の特徴や強みを生かした産業が活性化するとともに、地域内外の産学官のネットワークが強化され、我が国の経済をリードする新事業・新産業が創出されている。
- 本県で生み育てられた独自の技術や新しいビジネスモデルを元に発展したベンチャー企業が、世界で活躍している。
- 新興国の台頭など、世界経済の変化を好機ととらえ、県内に立地している企業が新商品の開発や販路拡大に果敢に挑戦し、経済的な活力が増している。
- 県内の中小企業が自らの特徴を生かした事業を強化することによって、力強い産業活動を展開している。

- 県内の特色ある農産物や水産物などの地域資源を生かした新製品や新商品が数多く生み出され、県内はもとより全国に向けて販売され、優れたブランドになっている。
- 地域の顔である中心市街地や商店街では、後継者が育ち、さらに新たに店を開いた人たちが定着して活気が戻り、ユニークなイベントも行われるなど、かつてはシャッター通りと呼ばれた場所が、にぎわいと活気に満ちている。
- 県の産業の持続的な発展のもとで、年齢・性別・障害の有無などに関わらず県民がその持てる意欲と能力を発揮して明るく働いている。

「地域を支える力強い農林水産業」

- 消費者ニーズに敏感な生産者が、流通業者や外食産業等と提携した生産活動などにより、所得を増やし、本県の農林水産業が若者にとっても魅力があり、力強い産業に育っている。
- 機械化・省力化技術が普及し、大根・ねぎなど露地栽培で大規模な農業が行われている。また、野菜・花の栽培の施設化や、レタス・サラダ菜など植物工場での生産が進み、高収益で天候に左右されない農業が展開されている。さらに、これらによる雇用の増加などが地域の活性化に役立っている。
- 水田を活用した飼料生産も進み、国産飼料を中心とした畜産経営が展開されている。さらに、稲作の大規模化が進み、低コストで生産された千葉県のおいしいお米が人気を博している。
- 稚魚の放流、魚の住みやすい環境づくり、水産資源を計画的に利用する漁業の実施により、海・川が豊かになっている。また、生産・加工技術の更なる進展により、質の高い水産物を安定して供給しつづけることのできる水産業が展開されている。
- 県民が積極的に森林づくりに参加し、里山を中心とした美しい景観が保全されるなど、かけがえのない県民共通の財産として豊かな森林が育まれている。さらに、森林の恵みである県産木材が住宅や公共施設など身近なところで利用されている。
- 千産千消や食育の浸透などにより、都市と農山漁村の交流が進み、都市居住者が週末に農山漁村地域を訪れ、環境の保全や農林水産業に携わるなど「千葉型スローライフ²⁾」が定着し、賑わいのある農山漁村が形成されている。
- 首都圏の台所を担う本県の農林水産業は、消費地への輸送距離が短いため、地球温暖化防止に貢献する産地として評価が高まっている。

「活力ある交流拠点を形成し、誰もが住みたくくなるようなまちづくり」

- 周辺地域との、共生策が一層推進され、豊かな地域経済に支えられた世界に誇る成田国際空港都市になっている。
- 幕張メッセのオープンでスタートした幕張新都心は30周年（平成31年）を迎え、「働く」「住む」「学ぶ」「遊ぶ」の4つの機能を併せもつ都市“MAKUHARI”として、海外にも広く知られるようになり、経済、文化などの分野で国内外に魅力を発信す

る交流拠点都市になっている。

- かずさアカデミアパークでは企業や研究所等の立地が進み、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という）を通じた周辺地域・対岸との交流によって、活発な産業活動が営まれている。
- 圏央道や東京外かく環状道路（外環道）などの広域的な幹線道路の整備が進み、成田空港へのアクセス強化や県北西部の交通渋滞が大幅に緩和されている。また、県内の多くの地域から1時間で県都千葉市に到達できるようになっている。
- 地域の人たちが力を合わせて、その地域の特性を生かしながら活性化に取り組み、他地域と競い合っている。
- 中心市街地に活気と賑わいが戻り、多様な価値観やライフスタイルに対応した居住環境の中で、人々が生き生きとした暮らしを営んでいる。
- コンパクトでバリアフリー化されたまちづくりが進み、障害がある人も、高齢者も、誰もが安心して住みことができ、快適な暮らしを楽しんでいる。
- 住民自らが周辺の環境と調和した美しい街並みづくりに参加したり、緑豊かな自然を身近に感じることができる公園で余暇を過ごすなど、県民がゆとりを持って地域の暮らしを楽しんでいる。

【注】

- (1) **低炭素社会**：現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会のことをいいます。石油など化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって、その実現を目指します。
- (2) **千葉型スローライフ**：首都圏に位置し、都市と農山漁村が共存する千葉県だからこそ体験できる「農あるライフスタイル」です。個人のニーズに合わせ、週末の取極体験、二地域居住等までが選択可能な、充実感の高い日常生活です。

第3章 重点的な施策・取組

1 施策の基本方向

「安全で豊かなくらしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」という基本目標の実現のため、10の政策分野を部局横断的に推進します。

I 安全で豊かなくらしの実現

1 安全で安心して暮らせる社会づくり

県民の不安を解消し、日々安心して生活がおくれるよう、災害に強く、事件や事故にあわない、安全に暮らせる社会づくりを進めます。

施策項目①犯罪の起こりにくいまちづくりの推進

- ②災害に強い県づくりの推進
- ③危機管理体制の確立
- ④交通安全県ちばの確立
- ⑤消費生活の安定と向上

2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

県民が地域で支え合い・助け合い、安心して生活できる地域社会を目指し、地域の医療及び福祉を支える体制の整備や人材確保対策等を進めます。さらに、県民一人ひとりの生涯を通じた医療・福祉・健康づくりを進めます。

施策項目①安心して質の高い医療サービスの提供

- ②生涯を通じた健康づくりの推進
- ③高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会の構築
- ④障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築
- ⑤互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりの推進

3 豊かな心と身体を育てる環境づくり

国際化の進展による新たな価値の創造と、長く受け継がれてきた千葉県の文化に誇りと愛着を持てる環境づくり、生涯を通じてスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

施策項目①国際交流・多文化共生の推進

- ②ちば文化の創造
- ③スポーツの振興

4 みんなで守り育てる自然環境づくり

千葉の豊かな自然を守り、育て、しっかりと子どもたちに引き継ぐために、自然と共生するという観点のもと、環境の保全・再生に取り組むとともに、県民・企業・行政など様々な主体の自主的な取組を促進します。

施策項目①地球温暖化対策の推進

②資源循環型社会の構築

③豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

Ⅱ 千葉の未来を担う子どもの育成

1 みんなで支える子育て社会づくり

子どもを安心して生み育てられる社会づくりを構築するため、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。さらに、子育てに関する多様なサービスの提供や仕事と子育てが両立できる職場環境を促進します。

施策項目①子育てを支える環境の充実

2 笑顔輝く、未来支える人づくり

思いやりのある豊かな心と健やかな体、責任ある行動と自己表現ができる子どもや若者を育てるため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、連携した取組を進めていきます。

施策項目①社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成

②学校を核とした、家庭・地域教育力の向上

③豊かな学びを支える教育環境の整備

④一人ひとりに対応した特別支援教育の推進

⑤多様化する青少年問題への取組

Ⅲ 経済の活性化と交流基盤の整備

1 千葉の輝く魅力づくり

本県には埋もれている宝＝財産がたくさんあります。

東京湾アクアラインや、高い実力を持つ農林水産業、各地域が持つ自然環境や歴史・文化などの観光資源をはじめとする、本県の持つポテンシャル（潜在

的能力)を最大限に発揮させ、“光り輝く千葉”を目指します。

施策項目①光り輝く千葉の魅力発信

②千葉の飛躍拠点としての成田国際空港の機能拡充

③アクアラインによるポテンシャルの開花

④魅力満載「千葉の観光」

2 挑戦し続ける産業づくり

県民の豊かな暮らしを支える本県の活力ある経済を持続させるため、新事業・新産業の創出や企業立地を促進します。また、経済環境の目まぐるしい変化に対応し、成長していく中小企業の経営基盤の強化を進めるとともに、産業人材を育成します。

施策項目①新事業・新産業の創出と企業立地の促進

②中小企業の経営基盤の強化

③雇用対策の推進と産業人材の確保・育成

3 豊かな生活を支える食と緑づくり

全国屈指の農林水産業やいきいきとした農山漁村が次代に継承され、県民をはじめ、首都圏の消費者に安全・安心な食材を提供し続けられるよう農林水産業の生産力を強化します。また、農林水産業を支える意欲ある担い手の育成を進めます。

さらに、都市と農山漁村の交流や田園・森林・海などの豊かな資源の有効活用と景観の保全に取り組む、緑豊かで安らぎのある農山漁村づくりを推進します。

施策項目①農林水産業の生産力強化と担い手づくりの推進

②緑豊かで安らぎのある農山漁村づくりの推進

4 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

本県の発展を次代につなげていくため、成田空港や千葉港などの社会資本を活かし、幕張や成田、かずさ、柏・流山地域の拠点都市の形成や、それらを結ぶ鉄道網や広域幹線道路網の整備、物流政策等を進めます。

また、高齢化社会や県民の環境や景観に関する意識の高まりに対応した誰もが安心して快適に暮らせる質の高いまちづくりを進めます。

施策項目①交流拠点都市の形成

②交流基盤の強化

③県土の基盤の充実

④人にやさしく美しいまちづくりの推進

2 施策の内容

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

①犯罪の起こりにくいまちづくりの推進

【現状と課題】

県内の刑法犯認知件数¹⁾は、平成15年以降6年連続で減少するなど回復傾向にある中で、空き巣やひったくり、自動車の盗難など県民の身近で発生する犯罪は依然高い水準にあります。さらに近年、インターネットの普及に伴う新たな形の犯罪も発生しており、凶悪犯罪をはじめとして多種、多様な犯罪の抑止と検挙に向けた強力な取組が求められています。

一方で、千葉県警察官一人当たりの人口負担率²⁾及び犯罪負担率³⁾は、全国でもワースト上位の状況にあります。

また、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの意識の高揚と主体的な取組も求められています。

【取組の基本方向】

犯罪にあわない、犯罪を起こさせないまちづくりのため、県民と関係機関が一体となって、地域の結束力を強め、防犯意識の醸成を図り、地域の防犯力をアップさせることが必要です。

また、犯罪を抑止するため、警察活動の基盤を強化し、県民の安全で安心できる生活を確保していきます。特に、犯罪や交通事故の被害者になりやすい高齢者が安全と安心を体感できる対策を推進します。

併せて、犯罪被害にあった方が、早期に立ち直り、平穏な生活を営めるよう支援体制を充実させます。

【主な取組】

1 警察基盤の整備

警察力強化のため、優秀な人材確保による体制の充実を図るとともに、若手警察官を中心にあらゆる現場を想定した訓練を実施し、人的基盤の強化を図ります。

また、防犯・防災の拠点である警察庁舎と地域生活の安全を守るセンター機能を有する交番及び駐在所の計画的な建替え・整備を行い、地域防犯体制の一層の強化を図ります。

2 移動交番車の導入による防犯ネットワークの構築

移動交番車を活用して、機動力を生かした広域かつ弾力的な巡回パトロールや防犯指導、住宅団地等の形成により人口が増加している地域及び事件・事故

が多発している地域等に出向いた各種相談、届出の受理等を推進するなど、交番・駐在所等から離れた地域に対する街頭活動を強化し、警察力の不足を補います。

また、地域住民や防犯ボランティア等と協働した活動を積極的に行い、防犯ネットワークの構築を図ります。

3 地域の防犯力のアップ

地域の犯罪防止に大きな役割を担う自主防犯活動を促進するため、人材育成などの取組を支援します。

また、自主防犯団体の抱える課題を解決するため、自主防犯団体間の連携を図ります。

4 犯罪抑止総合対策の推進

タイムリーな犯罪発生情報と犯罪のおこりにくいまちづくりのための環境設計⁴⁾の有効性やその手法を広く県民に提供し、自主防犯意識を高めるとともに、自治会及び事業者などが行う自主防犯組織の結成促進と活性化に向けた支援を実施します。さらに、引き続き振り込め詐欺根絶対策を進めるとともに、犯罪などの被害や警察活動全般に関する相談のために設置されている相談サポートコーナー「#9110」の周知を図ります。

また、県内の繁華街・歓楽街が、誰もが楽しめるよう安全で健全なまちづくりを推進します。

5 犯罪の起こりにくい環境整備

道路・公園などの生活空間での犯罪発生を防止するため、住民・市町村・県警等との現地診断を行い、犯罪の防止に配慮した整備を推進します。

また、県民・地域団体・事業者等が連携して安全で安心なまちをつくるための体制を整備します。

6 凶悪・悪質化する犯罪の徹底検挙

安全で安心できる県民生活を確保するため、科学捜査をはじめとした捜査基盤の充実・強化や優秀な捜査官の育成など、継続的かつ有効な犯罪対策を講じ、検挙により犯罪の抑止を図ります。

また、女性に対する重大な人権侵害である人身取引対策を進め、その撲滅を図ります。

7 サイバー空間の安全確保

県民に対し、情報セキュリティ対策やサイバー犯罪⁵⁾対策を啓発していくとともに、官民連携により不正アクセス、フィッシング⁶⁾等のサイバー犯罪を徹

底的に取り締まることにより、県民が安心して安全にネットワーク等を利用することができる環境を実現します。

8 犯罪被害者等の支援の充実

若年層から犯罪被害者の置かれた現状や支援についての意識を高めるため、県内大学・高校等の授業に被害者遺族の講演等を取り入れるなど、社会全体で被害者を支える意識の醸成を図ります。

また、被害者の相談に適切に対応するため、市町村や民間団体との連携を促進します。

9 DV防止・被害者支援対策

DVを防止するための県民一人ひとりへの意識啓発やDV予防教育を推進します。

また、DVの被害者一人ひとりが、どこでも、安心して安全・平穏な生活をおくることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組むとともに、DV被害者の視点に立った生活再建に向けた支援を行います。

【注】

- (1) 刑法犯認知件数：警察において、認知した事件の数です。
- (2) 千葉県警察官一人当たりの人口負担率：住民基本台帳人口を基に、警察官の定員数で割り出した一人当たりの人口数です。
- (3) 千葉県警察官一人当たりの犯罪負担率：刑法犯認知件数を基に、警察官の定員数で割り出した一人当たりの犯罪件数です。
- (4) 犯罪の起こりにくいまちづくりのための環境設計：犯罪が行われる場所や犯罪の起こりやすい環境などのいわゆる「犯罪の機会」に着目し、犯罪にあいにくい、犯罪が起こりにくい環境を整備していくことで、犯罪に強いまちづくりを進めていく手法です。(防犯性能の高い建物部品の普及などの「被害対象の強化・回避」、犯罪企図者の侵入を防ぐ「接近性の制御」、見通しを確保する「監視性の確保」などハード的手法のほか、犯罪企図者を寄せ付けない地域社会の形成など「領域性の強化」といったソフト的手法を組み合わせ、環境設計による防犯対策を推進していきます。)
- (5) サイバー犯罪：情報技術を利用する犯罪のことです。
- (6) フィッシング：銀行等の実在する企業を装って電子メールを送り、その企業のウェブサイトに見せかけて作成した偽のウェブサイトを受信者が閲覧するよう誘導し、そこにクレジットカード番号、インターネット上で個人を識別するためのID、パスワード等を入力させて、金融情報や個人情報を不正に入手する行為をいいます。また、その情報を元に金銭をだまし取る手口がフィッシング詐欺といわれています。

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

②災害に強い県づくりの推進

【現状と課題】

国では今後 30 年の間に千葉県を含む南関東地域において、マグニチュード 7 程度の大規模な地震が 70% の確率で発生すると予測しています。

平成 19 年度に県が実施した被害想定調査では、建物の倒壊や火災、津波による被害をはじめ、それらに伴う死傷者の発生など膨大な被害を想定しています。

また、今後、地球温暖化等の影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大し、風水害や土砂災害が増加することが懸念されています。

自然災害や大規模事故から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、早急に道路・河川・港湾・公園・下水道などの社会資本の整備を進めるとともに、関係機関等と連携しながら、防災訓練や啓発活動など防災に関する施策を実施する責務を有しています。

【取組の基本方向】

誰もが安心して暮らせる災害に強い県づくりを進めるために、社会資本の整備や耐震化など被害を未然に防止する取組や、避難訓練など日ごろの予防対策、発災時における迅速な救助、医療救護などの応急対策、発災後のライフライン、道路、橋梁等の早期の復旧・復興を図るための対策など、総合的な防災対策を推進します。

また、国や県、市町村、その他関係機関の役割を明確にし、県民と各機関が連携・協力していく体制づくりを進めます。

【主な取組】

1 防災連携体制の確立

地震等の発災時に、迅速かつ的確な対応を図るための体制の構築を図るとともに、被害を最小限にとどめるため、防災に関する条例の制定を通じて防災意識の高揚を図ります。

また、市町村や消防、電気やガス、通信といったライフライン事業者等の防災関係機関などと連携し、防災訓練をはじめ、帰宅困難者対策や住宅用火災警報器の普及啓発など、各種の防災対策を推進します。

2 地域防災力の向上

日ごろからの予防対策や、いざというときに助け合える地域社会の形成を促進し、災害による被害を最小限にとどめるため、防災に関する知識や技術を身

につけられる機会を提供するとともに、自主防災組織¹⁾を中心とした災害対応力の高い防災ネットワークの構築を図ります。

3 消防・救急救助体制の充実強化

地域の消防防災力の向上を図るため、消防の広域化や共同指令センター・消防救急無線の整備、消防団員の確保や消防団の活性化に市町村と連携して取り組みます。

また、救急搬送時の受入医療機関の選定困難事案に対応するため、国のガイドラインに基づいた実施基準の策定に取り組みます。

4 石油コンビナート施策の推進

石油コンビナート地区は、ひとたび事故が発生すると、極めて大規模な災害に拡大する恐れがあり、社会的にも経済的にも甚大な被害が懸念されることから、関係消防機関や石油コンビナート事業所等と連携した各種訓練を実施するほか、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の見直しなど、石油コンビナート地区の防災体制の強化を図ります。

5 災害に強い社会資本整備

地震時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路²⁾などの橋梁の耐震補強や道路斜面の防災対策を推進します。

洪水等による被害を防止するため1時間あたり50mm程度の降雨³⁾に対応した河川整備を推進します。

高潮、波浪等による被害を防止するため、護岸、防潮堤等の海岸保全施設の整備を推進します。

豪雨等による土砂災害を防止するため、急傾斜地・砂防・地すべり箇所において、土砂災害防止施設の整備を推進します。

災害時に緊急物資などを輸送できる耐震性が強化された岸壁や、災害時に避難地等として機能する港湾緑地や都市公園の整備を推進します。

災害時においても、最低限の公衆衛生の確保と公共用水域の水質が維持されるよう、流域下水道施設の耐震化を推進します。

6 建築物・宅地の地震対策の推進

地震による建築物の被害や人的被害を最小限に止めるため、市町村と連携しながら、県民への耐震改修等の必要性に関する啓発活動や、建築士を対象とした耐震診断・改修技術の普及などの施策を推進します。

また、実際に大地震又は豪雨等による二次災害を防止するため、宅地及び建築物の危険度を判定する技術者の養成・登録や判定体制の整備を図ります。

7 県有建築物の耐震化の推進

県の所有する庁舎・学校・文化施設・医療施設等の様々な用途からなる公共建築物は、県民への行政サービスの場として、また災害時の防災上重要な建築物としての役割を担っています。

利用者の安全確保だけでなく、災害時の防災拠点施設としての機能確保の観点から、計画的かつ重点的な耐震化に取り組んでいきます。

8 農山漁村における自然災害対策の推進

大雨等の自然災害から農山漁村地域の被害を未然に防止するため、排水施設の新設・改修、防災施設の設置、森林整備等を行うことにより、自然環境と共生した災害に強い農山漁村づくりを進めます。

【注】

- (1) 自主防災組織：災害による被害を予防・軽減するため、地域住民が自主的に結成する任意の集団・組織
- (2) 緊急輸送道路：大規模な地震が起きた場合における救助、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路。
- (3) 1時間あたり50mm程度の降雨：人の受けるイメージ…バケツをひっくり返したように降る（気象庁）

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

③危機管理体制の確立

【現状と課題】

本県は、成田国際空港や千葉港、全国有数の石油コンビナートを有しており、大規模災害や武力攻撃事態、テロなど県民の安全を脅かす緊急事態が発生した場合には、迅速かつ、的確な対応が不可欠です。

大規模地震などの発生に備え、あらかじめ優先して実施すべき業務を特定し、その執行体制を確立するなど、県としての社会的な責任を果たしていくための危機管理体制の確立が求められています。

また、海外から持ち込まれる感染症等の健康危機の未然防止、健康被害の拡大防止を図るため、健康危機管理体制の強化を図るとともに、現在、世界的に発生が危惧されている強毒型の新型インフルエンザ¹⁾対策の強化が必要となっています。

【取組の基本方向】

国や市町村だけでなく、警察・病院など関係機関との連携を強化するとともに、職員一人ひとりの危機管理に対する意識の向上を図ります。

また、大規模災害や新型インフルエンザ、テロといった県民の安全・安心な生活を脅かす事態について、迅速かつ適切な対策を講じます。

【主な取組】

1 緊急時における危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会の実施、関係機関との連携強化を図るための国民保護訓練の開催、大規模災害時に、あらかじめ優先して実施すべき業務・職員の配備及び応援体制を定める「千葉県業務継続計画(震災編)」を策定・推進することにより、危機管理体制の充実強化を図ります。

2 健康危機管理体制の充実・強化

市町村、県警及び県医師会など健康危機関連機関相互の総合連携を強化するため、「千葉県総合健康安全対策ネットワーク²⁾」及び健康福祉センター(保健所)に設置した「地域健康危機管理推進会議³⁾」を開催し、県域および各地域における健康危機管理体制を充実強化します。

また、県民の健康を脅かす感染症等に対して、迅速かつ的確な対応を図るため、県内の医療関係者等への研修や訓練等を実施します。

3 新型インフルエンザ対策の推進

医療機関・団体、市町村等の協力を得ながら、医療提供体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬⁴⁾の備蓄、模擬訓練の実施、正しい知識の普及・広報及

び相談窓口の整備など、新型インフルエンザ対策を推進します。

4 「テロ・ゲリラ」の防圧・検挙

「テロ、ゲリラ」は、社会的反響も大きく、県民の安全、安心な暮らしを著しく侵害するものです。こうした行為から、県民並びに空港をはじめとした関連施設を守るため、警備諸対策を効果的に推進し、「テロ、ゲリラ」を徹底的に防圧、検挙していきます。

【注】

- (1) **強毒型の新型インフルエンザ**：新型インフルエンザとは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。その中でも、ウイルスの遺伝子変化などで、全身に強い症状を引き起こし、致死率が高いウイルスを持つ新型インフルエンザのことをいいます。
- (2) **千葉県総合健康安全対策ネットワーク**：健康危機事案の発生時に連携・協力が必要な関係機関とのネットワークの機能強化を推進し、発生の予防や迅速な原因物質の特定とそれに基づく適切な医療の提供などについての全県的な連携体制の強化を図るものです。
- (3) **地域健康危機管理推進会議**：地域の関係機関・団体相互の連携を強化するなど地域の健康危機管理体制の充実強化を図るため、健康危機発生時の初動を担う地域保健の第一線機関である健康福祉センター（保健所）に設置したものです。
- (4) **抗インフルエンザウイルス薬**：インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤で、「タミフル」や「リレンザ」がよく使われています。

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

④交通安全県ちばの確立

【現状と課題】

平成20年の千葉県の交通事故死者数は213人と、9年連続して減少していますが、全国ワースト5位と交通死亡事故が多発している状況です。

交通事故がない千葉県を実現するためには、歩行者や運転者の視点に立った、交通事故が起こりにくい道路環境を整備するとともに、県民一人ひとりが交通事故防止を強く意識し、行動するよう、関係機関・団体などが連携して取り組むことが必要です。

また、交通事故死者数の約4割が高齢者であることや、自転車の関連する交通事故が増加していること、また飲酒運転が根絶されていないことなどを踏まえた取組を重点的に推進していくことが必要です。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報・啓発活動や交通安全教育を実施します。

また、交通事故が多発している箇所において関係機関等と協働して行う現地調査等により、事故発生原因の分析を行い、道路や標識などの整備・改善に取り組みます。

【主な取組】

1 県民総参加による交通安全運動の推進

春・夏・秋・冬の四大運動などを通じ、交通安全に対する意識を高めるとともに、自転車の安全利用やシートベルトの全席着用など改正された交通法規の理解と実践を促進します。

特に、高齢者の関係する交通事故を防止するとともに、交通事故の大きな要因である飲酒運転を根絶するため、重点的な広報・啓発活動を実施します。

2 交通安全教育の充実

県民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、幼児から高齢者まで、それぞれの年代に応じた実践的な交通安全教育を実施します。特に、高校生をはじめとする若者などの自転車ルールの遵守とマナーの向上などのため「スマート・サイクルちば」を推進します。

また、地域における交通安全教育指導者の育成に取り組みます。

3 交通安全環境の整備

県民からの情報・意見とともに、県・市町村などの道路管理者や県警、関係団体等が協力して実施する交通事故多発箇所の現地調査等を生かし、交差点改良、歩道整備、見やすい標識の設置など道路環境の整備・改善を進めます。

4 交通事故相談の充実

交通事故による被害者等の精神的負担や経済的負担に適切に対応するため、交通事故相談所において、被害者等の心情や状況に配慮したきめ細かい相談業務を実施します。

5 交通指導取締りの強化

無免許運転、飲酒運転、最高速度違反、放置駐車違反など悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反を重点的に取り締まるとともに、多角的な交通事故分析に基づき時間、路線等を選定した上で、事故防止に有効な交通指導取締りを行います。

また、悪質な放置駐車違反金未納者に対しては徹底した徴収を行います。

6 効果的かつ科学的な交通事故事件捜査の推進

交通事故多発交差点での交通事故自動記録装置の活用や、事故現場では綿密な交通鑑識活動を展開するほか、専門家に対して交通事故の鑑定依頼を積極的に行うなど、事故原因の徹底究明を図り、迅速かつ適正な交通事故事件の捜査を推進します。

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

⑤消費生活の安定と向上

【現状と課題】

インターネットの普及や国際化の進展など経済社会状況の変化は、商品・サービスの購入方法の多様化や、商品の質の向上、価格の低化などをもたらしています。

しかし、その一方で、生産者や売り手の顔が見えないことや、商品・サービスの内容がわかりにくいことなどにより、消費者が、「もの」の良し悪しや安全性の判断ができにくい状況が生じています。

こうした中、平成20年度に、県・市町村に寄せられた消費生活の相談件数は、ここ数年減少傾向にあるものの、46,184件と依然多い状況にあり、近年では、架空請求や住宅リフォーム詐欺など高齢者や若者を標的とした消費者トラブルとともに、生命に危害が及ぶような食品・製品の事件や事故が後を絶ちません。

このため、国や市町村、消費者・消費者団体、事業者・事業者団体などと連携した取組を推進し、消費者の安全・安心を確保することが求められています。

【取組の基本方向】

誰もが、どこでも、安心して消費生活を送ることができるよう、市町村と連携して、相談体制の強化、相談窓口の周知を推進します。

また、消費者が、経済行為の主体としての認識を持ち、自立し、考え、行動できるように、消費者学習や情報提供などを推進します。

さらに、悪質事業者に対する取締りを強化するとともに、事業者が行う消費者志向の経営に向けた取組を支援します。

併せて、県内で生産又は流通する食品の安全性を確保します。

【主な取組】

1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり

県民にとって身近な市町村における消費生活の相談体制の充実・強化に向けた取組の支援と相談窓口の周知を推進するとともに、消費生活相談員を養成します。

また、市町村に対する助言や広域的な事案に係る調整、被害防止に向けた調査・研究などを担う千葉県消費者センターの中核的な機能を強化します。

2 「自立し、考え、行動する消費者」となるための学習機会の確保と情報提供

消費者学習が活発に、また効果的に行われるよう、地域における消費者学習の担い手を養成するとともに、消費生活関連情報の発信や調査研究を推進します。

また、住民自らが行う消費者被害の防止に対する取組を支援するため、市町村と連携したネットワークの構築を促進します。

3 悪質事業者の取締りの強化

悪質なヤミ金融や悪質商法については、被害の拡大を防止するため関係機関・団体と連携を強化するとともに、積極的な取締りを行います。

4 消費者の安心と信頼を高める事業経営の応援

事業者や事業者団体自らが、消費者志向の経営に向けた取組を進めるよう、苦情処理体制の整備や自主行動基準の作成を促進します。

5 食の安全・安心の確保

県民の健康を最優先し、食品の生産から消費に至る総合的な安全対策及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーション¹⁾を推進します。

また、食品営業者等の効果的な監視指導や食品検査を実施します。

さらに、農産物の農薬適正使用や水産物の鮮度管理など、安全・安心な生産及び流通を確保するとともに、消費者が適切に食品選択できるよう、食品販売店等に対し、原産地や名称等の適正表示を指導します。

【注】

(1) リスクコミュニケーション：食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換、食品等の安全・安心の確保に関する情報の提供や意見を述べる機会の確保などの情報及び意見の交換の促進を図るために必要な取組をいいます。

I-2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

①安心で質の高い医療サービスの提供

【現状と課題】

本県は、人口当たりの病院数（病床数）や医師・看護師等の医療従事者数がいずれも全国平均を下回っており、医療提供体制の整備が遅れています。

また、医師不足の影響等により、自治体病院をはじめ、病院の休止、診療科の休廃止、救急医療からの撤退等といった深刻な事態が生じています。

このため、医療サービス提供基盤の整備を進めるとともに、無駄のない効率的な医療体制を構築するため、医療施設の役割分担と連携の推進を図る必要があります。

また、医師不足等を背景に救急医療体制の弱体化が進んでいることから、救急医療体制の再構築を図るとともに、医師不足等に伴う地域医療の崩壊を防ぐため、医師・看護師等の医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

【取組の基本方向】

医療施設の明確な役割分担と連携のもとに、誰もが質の高い医療サービスを受けられるよう、医療における質の確保を図ります。

また、救急医療体制や周産期医療¹⁾体制等の整備に努め、誰もが安心して暮らせる医療体制の構築を目指します。

さらに、地域に必要な医療の安定的な提供を図るため、自治体病院への支援を強化するとともに、医師・看護師等の確保・定着対策を推進します。

【主な取組】

1 全県共用の地域医療連携パスの普及

地域の病院や診療所等の役割分担と相互連携の推進を図るため、県と県医師会、関係医療機関が協働で作成した全県共用の地域医療連携パス²⁾の活用・普及を図ります。

また、地域医療連携パスの活用・普及を図る上で、各医療資源の紹介・振り分け機能を発揮できる「かかりつけ診療所」の機能強化を図ります。

2 医療情報提供システムの充実

医療機関等（病院、診療所、助産所、薬局）の有する医療機能に関する情報を、医療機関等からの報告や県の行う調査を元に集約化し、インターネット上で分かりやすく提供することにより、県民・患者等が適切な医療機関等を選択できるよう支援します。

3 救急医療体制の整備

ドクターヘリ³⁾の運用、救命救急センターへの運営費補助等により、救急医療における体制整備を進めるとともに、病院と診療所の連携の強化など、地域における救急医療体制の整備を図ります。

4 周産期及び小児救急医療体制の整備

周産期及び小児救急医療における体制整備を進めるとともに、病院と診療所の連携の強化など、地域における周産期及び小児救急医療体制の整備を図ります。

5 医師・看護職確保・定着対策の推進

医師の偏在や不足の解消に向けた医師確保対策事業を展開するとともに、看護職員等医療技術者の養成力の強化及び多様化するニーズに対応できるよう看護職員の資質の向上を図ります。

6 自治体病院への支援

自治体病院の経営状況等について定期的な実態把握を行い、それを踏まえて経営改善等の支援を行います。

また、自治体病院の役割分担に基づく機能再編や他の医療機関との連携推進を支援します。

7 県立病院の充実強化

県内の医療をリードし、県民から期待される高度専門的な医療機能などを一層充実していくため、医療技術の向上と人材の確保を図ります。

また、施設の老朽化、耐震基準不足等に対応するとともに、がんや救急医療など高度専門医療の最後の砦として必要な機能を備えるため、施設等の整備を進めます。

【注】

- (1) 周産期医療：妊娠 22 週以降生後 1 週未満までの期間を周産期といい、この周産期を含む前後の期間は、母子ともに異常が生じやすいことから、妊娠、出産から新生児に至るまで総合的に管理して母と子の健康を守るための医療です。
- (2) 地域医療連携バス：急性期の医療機関から回復期の医療機関を経て自宅に戻るまでの治療経過に従って、各期間ごとの診療内容や達成目標等を明示した治療計画です。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心の確保が見込まれます。将来的には、医療だけでなく健康づくりや福祉まで連動させた地域連携バスの構築が望まれます。
- (3) ドクターヘリ：医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した救急専用のヘリコプターのことです。救命救急センターに常駐し、消防機関等からの出動要請に基づいて救急現場に向かい、現場から救命救急センター等の病院に搬送するまでの間、患者に救命医療を行います。

I-2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

②生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

高齢化の進行等により、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が増加しており、生活習慣病は国民医療費の約3割、死亡原因の約6割（平成15年）を占めています。「がん」は県民の死亡原因で最も多く、約3割（平成19年）を占めています。

がん予防には、早期発見・早期治療が重要であり、がん検診の受診率の向上を図るとともに、がん診療連携拠点病院¹⁾機能の充実・強化、がんの発病・増悪因子であるたばこ対策も併せて進めていく必要があります。

また、本県の自殺者数は平成10年に急増しており、20・30歳代の死亡原因の第1位（平成19年）となっています。

このため、うつ病等を含めたこころの健康づくり対策の充実を図り、自殺対策を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが、自分らしくいきいきと暮らし続けるため、ライフステージに応じた生活習慣病対策を推進します。

また、県民の健康に対する意識の高揚を図り、自発的な健康づくりの実行を促す取組を進めます。

さらに、うつ病等の精神疾患とその対応についての啓発、相談支援体制の整備などにより、総合的な自殺対策に取り組みます。

【主な取組】

1 県民主体の健康づくりの推進

県民の高齢化、生活習慣病の増加などにより、医療費の増加が見込まれる中で、県民の健康づくりを効果的に進めるため、県民一人ひとりの健康に対する意識の高揚を図り、県民の自発的な健康づくりに関する取組を支援します。

2 生活習慣病対策の推進

市町村国保等医療保険者が特定健診・特定保健指導²⁾を円滑に実施し、生活習慣病の有病者・予備群を減少させることができるよう、県民の主体的な健康づくりへの動機付けや効果的な特定健診・特定保健指導を実施するための環境整備や人材育成について支援します。

また、生活習慣病を予防するため、家庭、学校や企業等に食生活や禁煙など正しい生活習慣の定着にかかる啓発・情報提供等を行うことにより、地域や職域が一体となった生活習慣病対策を推進します。

3 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん予防や早期発見に努め、がんになっても安心して納得した最善の医療を受けることにより、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図れるよう、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図ります。

4 総合的な自殺対策の推進

うつ病等精神疾患とその対応についての啓発、健康問題や経済・生活問題等に対する各種相談窓口の周知、相談支援に当たる健康福祉センターや市町村等の担当者及び一般診療科医師等への研修を行うなど、総合的な自殺対策を推進します。

5 健康力向上のための地域情報資源の活用

県内の健康・福祉情報や感染症情報などを整理し、県民にわかりやすく発信します。

県や市町村等の施策立案の基礎とするため、統計データの整理・分析等を行います。

【注】

- (1) **がん診療連携拠点病院**：全国どこに住んでいても等しく高度ながん医療を受けられるよう、厚生労働大臣が専門的ながん診療等を行う病院に対し指定する病院です。緩和ケアチーム、相談支援センターの設置等が義務付けられており、都道府県に1か所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と二次保健医療圏に1か所指定される地域がん診療連携拠点病院があります。
- (2) **特定健診・特定保健指導**：特定健診はメタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とした健康診査で、特定健康診査を略して言っています。特定保健指導は、特定健診でメタボリックシンドローム、あるいはその予備群とされた人に対して実施される保健指導を言います。特定健診・特定保健指導は、平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に義務付けられています。

I-2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

③高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会の構築

【現状と課題】

平成17年現在、本県の高齢化率は全国で5番目に低いものの、高齢者人口は全国2番目の伸び率で増加しており、平成27年には、約4人に1人が高齢者となる見込みです。

この急速な高齢化に伴い、認知症高齢者も含め、介護や支援を必要とする高齢者が急増する一方、特別養護老人ホーム¹⁾などの介護施設の整備は全国に比べて大幅に遅れています。

また、福祉・介護を担う人材を確保・定着することが難しい状況にあります。

このため、高齢者が安心して地域で生活していくため、早急に対策を講じる必要があります。

【取組の基本方向】

介護施設や在宅福祉サービスなど介護サービス基盤の整備を推進するとともに、福祉・介護を担う人材の確保・定着対策を積極的に推進します。

また、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

さらに、介護保険事業の実施主体である市町村に対し、事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう助言・支援等を行います。

【主な取組】

1 介護施設の整備促進

寝たきり等の重度の要介護高齢者が急増する一方、核家族化の影響による一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加等によって、在宅での家族介護力は低下しており、施設介護に対するニーズは一層増大するものと見込まれるため、広域型特別養護老人ホーム²⁾について、市町村と連携し、必要な目標数を定め、整備を促進します。

2 地域密着型サービスの普及促進

在宅での生活の継続を支援するため、通いを中心として、要介護高齢者等の様態や希望に応じて、随時訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護³⁾等の地域密着型サービス基盤の整備を促進します。

3 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

認知症における専門医療の充実を図るとともに、マンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、認知症高齢者等とその家族を地域全体で支える体制づくりを進めます。

4 介護サービスの質の確保・向上

介護サービスの質の確保・向上を図るため、介護事業者の指定・指定更新を適正に進めるとともに、介護事業者に対する指導・監査を適切に実施します。

また、介護サービスのプランを作成する介護支援専門員の資質向上等を図ります。

5 高齢者の総合相談機能の強化

地域包括支援センター⁴⁾の設置を促進するとともに、地域包括支援センターが、職員（主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師など）の専門性を活かしながら、住民の多様なニーズや相談に総合的に対応し、地域における包括的・持続的なケアマネジメント⁵⁾の拠点としての機能を十分果たすことができるよう市町村を支援します。

6 介護予防の推進

高齢者が生き生きと自立した生活を送ることができるよう、特定高齢者⁶⁾等を対象に市町村が実施する介護予防事業などの地域支援事業や要支援者を対象に実施する予防給付が効果的に実施できるよう支援します。

7 福祉・介護人材確保・定着対策の推進

福祉・介護人材の確保・定着に向けて、賃金等の処遇改善を図るとともに、介護の職場の魅力を紹介する事業、若者等新規参入者の拡大や定着、介護有資格者の再就労のための支援事業などを実施します。

なお、効果的な事業実施には、地域の市町村、施設、教育機関等の連携・協働が必要であることから、県内12地域ごとに「福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置し、地域の実情に合った手法等を検討し、実施します。

【注】

- (1) **特別養護老人ホーム**：65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者（いわゆる要介護高齢者）であり、在宅において適切な介護を受けることが困難な者が入所する施設です。施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
- (2) **広域型特別養護老人ホーム**：入所定員が30人以上の特別養護老人ホームのことをいい、所在市町村以外の住民の入所が可能です。
- (3) **小規模多機能型居宅介護**：在宅の要介護認定者等について、「通い（日中ケア）」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせ提供される介護保険サービスで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をなじみの職員が行うことにより、要介護認定者等の在宅生活の継続を支援するものです。
- (4) **地域包括支援センター**：地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関です。
運営主体……市町村、または市町村から委託された法人（在宅介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人等、その他省令で定められた要件に適合する法人）
エリア……小・中学校区、合併前の行政エリア、地形、人口分布などに基づく生活圏域を踏まえ、一つの地域包括支援センターがカバーするエリアを市町村が設定
スタッフ……保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等
- (5) **ケアマネジメント**：高齢者の生活を支援するために、地域の様々な福祉サービス等を適切に活用できるように総合的に調整することをいいます。
- (6) **特定高齢者**：65歳以上で、生活機能が低下し、要支援及び要介護状態になる恐れのある高齢者のことです。具体的には、健診とあわせて実施される生活機能評価で、要支援及び要介護になる恐れがあると認められることで、特定高齢者になります。

I-2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

④障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築

【現状と課題】

県内では、身体障害・知的障害・精神障害など障害のある人が増加しており、高齢化の進展などにより、今後も増加し続ける見込みです。

一方で、グループホーム¹⁾等の施設整備は遅れており、また、求職中の障害のある人のうちおよそ半数は就職できていないなど、障害のある人を取り巻く状況は大変厳しくなっています。

障害のある人がその人らしく暮らせるためには、障害のある人の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築するとともに、障害のある人自身や家族の高齢化が進む中で、親亡き後も障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。

【取組の基本方向】

障害のある人の自己決定や自己実現を支援するために、身近な地域における相談支援体制の構築と充実強化のための施策を推進します。施策の展開に当たっては、障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスの充実を図ります。

また、障害のある人に対する理解の促進とハード・ソフト両面のバリアフリー化を進めます。

【主な取組】

1 入所施設から地域生活への移行の推進

障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホーム等の拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。

また、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

2 障害のある人への理解を広げる取組の推進

個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行等の問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」²⁾等を通じて、障害のある人への理解を広げる取組を推進します。

また、地域における相談支援体制を構築するとともに、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会³⁾の充実・強化への支援や地域の支援者によるネットワークづくりに取り組みます。

さらに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材育成に取り組み、障害の

ある人の情報コミュニケーションを支援します。

3 障害のある子どもの療育支援体制の充実

障害のある子どもに対するライフステージを通じた一貫した療育支援体制を構築するとともに、障害特性を踏まえた支援を行うため、子どもに携わる者の気づき能力を向上させ、障害の早期発見による支援を進めます。

また、在宅支援機能の強化により、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。

4 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

障害のある人が可能な限り一般企業へ就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして、障害のある人の就職、職場定着、離職時フォロー等の支援等を講じます。

また、障害のある人の経済的自立に向けて、県内における障害福祉施設の経営強化と賃金向上の取組を推進します。

5 精神障害のある人の地域生活への移行の推進

精神障害のある人の地域生活への移行を支援するため、地域で生活する入院経験者等が、病院内で入院患者との交流を図り、病院と地域が連携して退院支援を行うことにより、地域ネットワークの構築を目指します。

また、自立した生活の維持や社会参加等を支援するピアサポート⁴⁾体制のあり方について検討を進めます。

さらに、精神科医療機関等と連携した退院促進や精神科救急医療の充実などに取り組みます。

6 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害⁵⁾、高次脳機能障害⁶⁾、強度行動障害⁷⁾など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、県内に拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進に向けた検討や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。

また、通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対して、訪問支援・相談支援の実施や居場所づくり、親の会・当事者サポート団体等と連携した支援体制づくり等を進めます。

【注】

- (1) **グループホーム等**：地域社会の中で暮らしたいと考えている障害のある人が、共同して、自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、住居（グループホーム、ケアホーム）を提供するサービスです。ホームでは、障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、日常生活等を営む上で必要な援助や介護を受けることができます。

- (2) **障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議**：障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人のほか幅広く事業者にも参加していただき、個別の相談では解決が困難な課題について、解決に向けた取組みを話し合い、実践するために設置されたものです。
- (3) **地域自立支援協議会**：相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として市町村に設置されるもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行います。
- (4) **ピアサポート**：障害者自身が自らの体験に基づいて、他の障害者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動のことです。
- (5) **発達障害**：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害のことを言います。
- (6) **高次脳機能障害**：病気や事故などの原因により脳が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障害がおきた状態を言います。
- (7) **強度行動障害**：激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する著しい不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態を言います。

I-2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

⑤互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりの推進

【現状と課題】

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家族内の支え合い（家族力）が低下しています。

社会構造や住民意識の変化により、地域でのつながりの希薄化、地域力の低下が指摘され、高齢者の孤立死¹⁾が社会問題化するなど、地域コミュニティは担い手の不足が深刻な状況です。

また、景気の低迷や社会の成熟化に伴い、地域の課題は複雑化、多様化しており、従来型の施策や個別の支援だけでは解決しない状況となっています。

このため、家族内の支え合い（家族力）の低下を補い、地域で安心して暮らせるコミュニティの再生や地域における新たな支え合いを確立する必要があります。

【取組の基本方向】

地域コミュニティの再生、地域住民による新たな支え合いの機運を促進するため、住民ネットワークや地域課題を議論する場づくりを支援します。

また、いわゆる「団塊の世代」などが、その知識や技能、経験等を生かして、主体的に役割を担う地域づくりを進めます。

【主な取組】

1 互いに支え合う地域コミュニティの再生

社会資源の充実を図り、ネットワーク化を進め、地域づくりを総合的にコーディネートする人材の育成、地域福祉の推進体制である「地域福祉フォーラム²⁾」の設置促進を図るとともに、介護保険制度等によるサービス以外のサービスを提供する事業所の設置を促進します。

また、地域住民の生活支援のため、住民等が主体となって行うコミュニティ福祉活動への支援、総合相談や生活支援を行う中核地域生活支援センター³⁾事業などを進めます。

2 高齢者の尊厳を守る地域づくりの推進

高齢者が、虐待を受けることなく、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう支援するとともに、社会福祉士や弁護士等の専門職と連携して、高齢者虐待の困難事例を抱える市町村等を支援します。

3 団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援

退職期を迎えている団塊の世代や高齢者等が、長年培った知識や技能、経験等を生かしながら、地域づくりの担い手として、ますます元気に活躍できるように、地域活動への積極的かつ円滑な参画を促進するとともに、市町村の主体的な取組を支援します。

【注】

- (1) **孤立死**：一人暮らし高齢者や、夫婦や兄弟で住む高齢者が、地域から孤立した状態で亡くなることを「孤立死」と言っています。核家族化や高齢化に伴い、一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯などが急増し、社会から孤立する世帯が増加しています。このような状況の中で、社会から孤立した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」が社会問題となっています。
- (2) **地域福祉フォーラム**：地域住民が、これまで地域福祉を担ってきた民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の団体、市民活動団体等の新たな地域福祉の担い手、さらには就労、教育、防災、防犯をはじめとする福祉以外の各分野の人たちと協働して、地域における福祉等のあり方・取り組み方を考えていく組織です。地域福祉フォーラムは、小域福祉圏（小学校又は中学校区）、基本福祉圏（市町村）、広域福祉圏（健康福祉センター圏域）の3層福祉圏域ごとに設置されます。
- (3) **中核地域生活支援センター**：児童、高齢者、障害者といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に365日・24時間体制で応じ、速やかに適切な機関への連絡・調整などの必要な活動を行います。

I-3 豊かな心と身体を育てる環境づくり

①国際交流・多文化共生¹⁾の推進

【現状と課題】

国際交通網や、インターネットなどの情報通信網が飛躍的に発展し、人・物・カネ・情報など、あらゆる分野で国を越えた交流や移動が大幅に拡大しています。このような国際化の進展は、新たな価値を創造し、活力のある地域をつくるチャンスです。経済、環境、教育、福祉、街づくり、学術等様々な分野で、国際交流、国際協力を進めていくことが必要です。

また、本県在住の外国人が増加する中で、外国人県民²⁾にも暮らしやすい県づくりを進めるため、生活環境の整備や、コミュニケーション支援等を進めていくことが必要です。

【取組の基本方向】

国際化が進む社会においては、他自治体との差別化を図るとともに、地域の特性をさらに伸ばしていくことが重要です。このため、本県の人材、文化、産業、歴史、施設など多様なポテンシャルを生かしながら、国際交流・多文化共生施策を進めます。

また、国際化の進展は社会の様々な分野で進んでおり、多面的、重層的な対応が必要です。「新しい文化の創造と県民の誇りの向上」、「外国人県民が地域社会の一員としてともに生きていく多文化共生社会の構築」を目指し、県民をはじめ、市町村、大学、企業、民間団体等の多様な主体と連携して国際化施策を進めます。

【主な取組】

1 国際交流、国際協力の活発化

本県の姉妹州であるアメリカのウィスコンシン州や、友好関係にあるドイツのデュッセルドルフ市と実施している経済、健康福祉、学術・教育、文化・スポーツ等の交流の充実を図ります。

また、ベトナム等で実施している下水道管理や環境学習支援等の各種国際協力を引続き進めます。

2 外国人県民にも暮らしやすい地域づくり

外国人県民に対し、医療、教育、住宅、雇用、災害対策等の生活に密着した分野で、多言語での情報提供や相談対応を行うとともに、外国人県民の地域社会への参加促進など、多文化共生社会づくりに向けた施策を展開します。

3 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成

異なる文化を持つ人々との相互理解を深め、国際社会で主体的に行動できる人材を育成するため、子どもたちに対する国際理解教育を推進します。

また、外国人児童生徒が日本での生活に必要な知識や習慣を身に付けること

ができるよう、学校及び地域社会における受入れ体制の整備を図ります。

【注】

- (1) **多文化共生**：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
- (2) **外国人県民**：千葉県に在住する外国人のことです。

I-3 豊かな心と体を育てる環境づくり

②ちば文化の創造

【現状と課題】

豊かな自然環境に恵まれた本県では、古くから多くの生活文化が生み出され、また、海・川・街道を通じた紀州・江戸・鎌倉などとの交流の下、特色ある多様な文化が育まれてきました。そして今日では、首都圏に位置し、成田国際空港を抱えて、人・モノ・情報が活発に交流する中、県内各地で、様々な文化芸術活動が盛んに行われるとともに、新しい文化の創造が期待されています。

こうした千葉の新旧多様な文化が織りなす「ちば文化」は、県民、さらに千葉を訪れる多くの方たちに「ゆとりと潤い」など心の豊かさをもたらしています。

しかし、少子高齢化の急速な進展によって、次世代の担い手が不足していることから、伝統文化を保存・継承し、また新たな文化を創造するため、担い手を育成するとともに、若者が文化芸術活動に取り組みやすい環境を整える必要があります。

また、伝統的な文化の活用や新たな文化の創造などにより、地域の活性化を図ることが求められています。

【取組の基本方向】

県民をはじめ、市町村や関係団体などと連携して、「ちば文化」に親しめる環境をつくとともに、「ちば文化」を継承し、創造していける体制を構築します。

また、地域固有の伝統芸能や祭りなどの文化資源を観光振興に結び付けるなど効果的に活用します。

【主な取組み】

1 文化芸術活動を支えるための仕組みづくり

県民主体の文化芸術活動を促進するため、地域の活動を推進できる人材を育成するとともに、指導者育成や民間団体間の連携を構築する民間団体の活動を支援します。

また、文化芸術活動を支えるボランティア活動を支援するための情報ネットワークを運営します。

2 文化に触れ、親しむ環境づくり

質の高い文化に触れる機会を県民に提供するとともに、県民の文化的活動や学習活動を支援します。

また、プロの指導を受ける機会を設け、県民の技術の向上を図るとともに、後継者を育成します。

さらに、県内のオーケストラ活動の普及を目的として設置した「千葉県少年

少女オーケストラ」の活動を支援します。

3 文化資源を活用した地域の活性化

市町村・観光協会・企業などと連携し、各地域の「ちば文化」を再発見し、観光に活用するなど、地域の活性化を図ります。

また、全国的に活躍した先覚者などを発掘し、千葉の魅力を高めるとともに、郷土意識の醸成を図ります。

4 伝統文化の保存・継承

千葉の貴重な財産である伝統文化に対する県民の関心を促し、次の世代に伝えるため、関係機関・団体や文化財の所有者・伝承者ととともに、伝統文化に県民が触れる取組を推進します。

また、市町村が実施する文化財を保存する事業を支援します。

I-3 豊かな心と身体を育てる環境づくり

③スポーツの振興

【現状と課題】

スポーツは、健康・体力づくりはもとより、チームワークや思いやり、忍耐力が身につくにつくなど、子どもたちの健やかな体と豊かな心をはぐくむために重要です。

こうした中で、平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、本県は体力合計点においては、小学校5年生、中学校2年生ともに全国上位に位置しています。しかし、半数以上の児童生徒が昭和60年度本調査の平均値を下回っています。また、特に中学生においては運動する子としない子の二極化が見られます。

平成22年に開催される「第65回国民体育大会」と「第10回全国障害者スポーツ大会」をきっかけに、更なる競技力の向上や、スポーツや健康づくりへの関心を一層高め、生涯スポーツの振興を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

平成22年度に開催されるゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会が、「夢と感動」にあふれた大会になるよう、おもてなしの心を持ち、県民総参加で取り組みます。

また、両大会をきっかけとして、全ての県民がスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送ることができるよう、地域と連携してスポーツ振興に取り組むとともに、県民の競技力の向上に向けた取組を推進し、「スポーツ立県」を目指します。

【主な取組】

1 地域スポーツ環境の整備

各地域における「スポーツ振興計画」の策定支援、総合型地域スポーツクラブの育成や定着等を通して、地域に応じたスポーツを振興します。

また、様々なスポーツへの親しみ方を普及していくとともに、公共スポーツ施設の整備や生涯スポーツ指導者の養成・活用に取り組みます。

2 千葉の競技力の向上

ゆめ半島千葉国体に向け、競技団体と連携して各競技の競技力の向上に取り組み、日本一の感動を選手と県民がともに分かちあいます。

また、高い競技力を恒常的に維持するため、優れた能力を持つ選手の発掘や、指導者の育成を行い、各団体と連携した強化活動に取り組みます。

3 「みる・参加する」スポーツの推進

千葉県の恵まれた自然環境や交通網等の好条件を活かした様々なスポーツ

イベントを開催・支援します。質の高いスポーツイベントや世界で活躍する選手を直接観る機会とともに、実際に参加する機会を提供することにより、県民の生涯スポーツへの関心を高め、県民の健康増進や体力の向上を促進します。

4 国民体育大会（ゆめ半島千葉国体）・全国障害者スポーツ大会（ゆめ半島千葉大会）の開催

平成 22 年度に開催されるゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会が、「夢と感動」にあふれた大会となるよう、市町村や競技団体、そして若者をはじめとした多くの県民と連携した、県民総参加の取組を推進します。

また、両大会を通じ、豊かな自然・伝統文化・食など千葉の魅力を全国に発信するとともに、大会の開催を通じ、県民のふるさと意識の向上を図ります。

I-4 みんなで守り育てる自然環境づくり

①地球温暖化対策の推進

【現状と課題】

地球温暖化は、異常気象の発生や感染症による健康被害のリスクの拡大など、生物の生存基盤を脅かす深刻な問題として、現在、国際社会全体で、その原因となる二酸化炭素を主とした温室効果ガス¹⁾を削減するための取組が進められています。

こうした中、本県の2006年の二酸化炭素排出量は、1990年と比べて8.6%増加しており、特に臨海部に製造業が集積しているなどの理由から、産業部門の二酸化炭素排出量の割合は65.5%と、全国平均の36.1%に比べ極めて高い状況にあります。また、民生部門では、業務系及び家庭系の二酸化炭素の排出量の増加率がそれぞれ74.0%、36.3%と、全国平均の39.7%、30.5%を上回っています。

本県の二酸化炭素排出量を削減するために、県・市町村・県民・事業者などあらゆる主体が、自主的かつ積極的に連携して取り組むことが必要です。

【取組の基本方向】

本県における二酸化炭素を主とした温室効果ガス排出量の削減に向けた総合的な施策を推進するため、「千葉県温暖化防止計画」を改定します。

また、県・市町村・県民・事業者など様々な主体が省エネ設備等の整備や新エネルギー²⁾等の導入などを推進するよう取り組みます。

さらに、企業と連携するなど本県独自の環境学習を推進するとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全などに取り組みます。

【主な取組】

1 体系的な温暖化防止施策の展開

二酸化炭素を主とした温室効果ガス排出量の更なる削減に向けて、県・市町村・県民・事業者などあらゆる主体が自主的に、また連携して取り組んでいくため、「千葉県温暖化防止計画」を改定します。

併せて、計画を確実に実行するため、支援策を検討します。

2 県・市町村・県民・事業者などあらゆる主体が連携した取組の推進

事業者に対する省エネ設備・施設の導入や環境マネジメントシステム³⁾の構築に対する支援を行います。

また、電気・ガスなどの使用量の削減やレジ袋の削減など県民のライフスタイル見直しの促進に取り組みます。

さらに、広域的な対応が必要であるエコドライブやエコカーの普及など、八都県市とも連携した取組を推進します。

3 千葉県独自の環境学習の推進

環境学習に取り組んでいる市民活動団体など県民・事業者・教育機関などと連携して、地球温暖化対策の視点を中心に、主体的に行動できる人づくりやネットワークづくりを推進します。

また、企業と連携した取組や、千産千消⁴⁾をはじめ身近な問題をテーマとした学習を進めるなど、千葉ならではの環境学習を推進します。

4 施設等の整備の推進

市町村や中小事業者が、二酸化炭素排出量を削減するために実施する、省エネ施設等整備事業を「地域グリーンニューディール基金」⁵⁾を活用して、支援します。

また、県自らも県有施設の省エネ改修を率先して取り組みます。

5 新エネルギー等の導入の促進

新エネルギー等の導入を促進するため、次世代エネルギーパーク⁶⁾の整備を推進します。

また、ごみの持つ熱エネルギーを最大限活用するため、ごみ発電施設の導入や、バイオマス⁷⁾発電、燃料化などバイオマスの利活用を促進します。

6 森林などによる二酸化炭素吸収源の確保

二酸化炭素の吸収源⁸⁾として算入される「適正に管理された森林」を確保するため、計画的な間伐の実施を支援します。

また、二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象⁹⁾にも有効な都市の緑化を推進します。

【注】

(1) **温室効果ガス**：赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など）の総称です。温室効果ガスがなければ、 -18°C にもなる地球は、温室効果ガスが大気中に存在することで、地表の気温が平均 15°C 程度に保たれています。温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。

(2) **新エネルギー**：「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、太陽熱利用等をその範囲としています。

(3) **環境マネジメントシステム**：組織のマネジメントシステム（組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順等を含むもの）の一部で、環境方針を策定し、実施し、環境側面を管理するために用いられるものです。

(4) **千産千消**：「地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること」を意味する「地産地消」をもとに、千葉県としての独自の取組を表すために「地」の部分に、同音で千葉を意味する「千」を使った造語です。近くで生産された食料を消費することで、輸送に必要なエネルギーや、燃料消費に伴う環境負荷を軽減できます。

(5) **地域グリーンニューディール基金**：地球温暖化対策等を推進するため設置した基金です。この基金を活用して、市町村や民間などの施設の省エネ改修を支援します。

(8) **次世代エネルギーパーク**：新エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、県民等が実際に見て触れる機会を増やすことにより、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、理解を増進するための施設です。

(7) **バイオマス**：バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、「再生可能な生物由来の有機性資源

で化石燃料を除いたもの」を指します。その特徴として、太陽エネルギーを使って生物が合成したものなので、生命と太陽がある限り枯渇しない再生可能な資源であること、及び二酸化炭素を吸収することにより生じたものであるため、燃焼させた場合においても、全体としてみると大気中の二酸化炭素量を増加させないという特性を有します。

- (8) **二酸化炭素の吸収源**：平成9年12月に161か国の参加のもと、京都市で、気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、1990年を基準年とし、2008年から2012年の目標期間に締約国全体の対象ガスの排出量を削減することを内容とする「京都議定書」が採択されました。この中で、適正に管理された森林等は二酸化炭素の吸収源として算入されることになりました。
- (9) **ヒートアイランド現象**：都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴い自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

I-4 みんなで守り育てる自然環境づくり

②資源循環型社会の構築

【現状と課題】

大量生産・大量消費によって、物質的には豊かになりましたが、一方で、大量廃棄の社会の下、廃棄物の増加と多様化という問題が生じ、廃棄物の処理が困難になりつつあります。

本県の廃棄物の処理の現状を見ると、一般廃棄物¹⁾のうちごみについては、平成18年度のリサイクル率が全国5位と高い水準にあります。県民の一人一日当たりのごみの排出量は1,113gと、依然として1,000gを超える多くのごみが排出されています。

一方、産業廃棄物²⁾については、排出量の減少や再資源化率の向上に向けた取組が進められてきましたが、今後は、高度経済成長期に建設された住宅や施設などが更新の時期を迎えるため、排出量の増加が予想されています。また、平成19年度の産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時に比べ大幅に減少したものの、いまだ全国ワースト3位と大量の不法投棄がなされている状況です。

社会が持続可能な発展を遂げていくためには、従来の大量生産・大量消費型の社会システムを見直すことにより、大量廃棄型の社会から脱却し、資源循環型の社会³⁾を構築しなくてはなりません。

【取組の基本方向】

資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物を資源として再使用、再生利用していく、いわゆる「3R⁴⁾」を県全体で推進するため、県民・事業者・行政などあらゆる主体の意識改革や実践活動を促進します。

また、それでもなお発生する廃棄物については、事業者に対する指導を徹底するなど、適正処理に向けた取組を推進します。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、県民・市町村などとの連携による監視や、摘発を強化します。

【主な取組】

1 効率的な資源循環に向けたネットワークづくり

3Rを効率的・効果的に推進するため、県民・事業者・行政などが、一体となって、積極的にそれぞれの役割を果たせるよう、各主体が連携したネットワークを構築します。

また、廃棄物を有効に利用していくための情報ネットワークを構築するとともに、様々な産業から排出される廃棄物をバイオマス資源として利活用するための取組を推進します。

2 資源循環の基盤となる産業づくり

溶融スラグ⁵⁾ やエコセメント⁶⁾ などリサイクル製品の利用促進、リサイクルに関する技術開発の支援など、資源が無駄なく循環する再資源化システムの構築に取り組みます。

また、事業所から多量に排出される廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを促進します。

3 3Rを推進するためのライフスタイルづくり

県民一人ひとりが、ライフスタイルを資源循環型へと転換するため、誰でも、すぐに、簡単に取り組める、レジ袋の削減や、食品の食べ残しを減らすための取組を展開するとともに、資源ごみ⁷⁾ の分別排出を促進します。

4 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理に向けて指導を強化するとともに、排出事業者や処理業者の意識の徹底や優良処理業者の育成に努めます。さらに、電子マネーフレスト⁸⁾ の普及を促進するなど、適正処理のための体制づくりを進めます。

また、生活環境に配慮した産業廃棄物処理施設のあり方など、3Rに努めてもなお発生する産業廃棄物を適正に処理するための仕組みづくりについて検討します。

5 産業廃棄物の不法投棄の根絶

不法投棄の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、県民、事業者、市町村等と連携した、きめ細かい監視・指導を行います。

また、不法投棄による被害が拡大しないよう、悪質業者に対しては、許可の取消しや早期検挙を行います。

6 再資源化に向けた県の取組の推進

建設工事に伴い発生する土やコンクリート塊などの副産物の再資源化や縮減に取り組みます。

また、県施設の流域下水道終末処理場や浄水場から発生する汚泥や土の固形燃料化や培養土化を積極的に推進します。

【注】

- (1) **一般廃棄物**：廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。
- (2) **産業廃棄物**：工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など法律で定められた20種類の廃棄物のことをいいます。
- (3) **資源循環型の社会**：廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のことをいいます。
- (4) **「3R」**：限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会（＝資源循環型社会）をつくるための3つの取組（ごみを減らす「リデュース」、何回も繰り返し使う「リユース」、ごみを原材料として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったものです。

- (5) **溶融スラグ**：ごみやその焼却灰を 1200 度以上の高熱で溶融し、その後、冷却して生成された固形物です。
溶融スラグは、現在、路盤材やアスファルト合材の骨材として有効利用することができます。
- (6) **エコセメント**：都市ゴミの焼却灰や煤塵などの廃棄物を主原料として製造する、資源循環型の新しいセメントです。
- (7) **資源ごみ**：空き缶、空き瓶、ダンボール、新聞紙など再利用できるごみのことをいいます。
- (8) **電子マニフェスト**：従来の産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、産業廃棄物の処理の流れを管理する仕組みです。

I-4 みんなで守り育てる自然環境づくり

③豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

【現状と課題】

本県は、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸など豊かで多様な自然に恵まれ、様々な動植物が生息・生育しています。

一方、首都圏に位置し、経済活動が活発に行われている本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、平成20年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は全国ワースト3位であり、平成19年度の水質の環境基準達成率¹⁾も60.0%と全国平均の85.8%を大きく下回っています。また、野生鳥獣の増加や外来生物²⁾の侵入により、農作物や生活環境の被害が拡大するとともに、生態系への影響も危惧されています。

私たちは、県民に豊かさをもたらす千葉の自然を守り、育て、しっかりと子どもたち、そして孫たちの世代に引き継がなければなりません。

そのために、日常生活や事業活動などに起因する環境への負荷をできるだけ少なくするとともに、自然との共生に取り組む必要があります。

また、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬については、自然環境の再生・保全を目指し、引き続き具体的な取組を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

県民のかけがえのない財産である自然公園等を保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然と触れ合えるための取組を進めます。

また、生態系や生物の多様性³⁾を保全するとともに、野生鳥獣や外来生物による農作物等被害対策に取り組めます。

さらに、良好な大気・水環境を保全するため、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導の強化や排出量を削減するための取組を推進します。

また、三番瀬については、自然環境の再生が図られ、地域住民が親しめる海域となるよう、地元や関係の方々との連携しながら取組を進めます。

【主な取組】

1 自然公園等の快適な利用促進

美しい景観と豊かな自然環境を有する自然公園や自然環境保全地域などの保全に取り組めます。

また、県内外の多くの人たちが、豊かな自然に安全で快適に親しめるよう、自然公園施設や自然歩道の整備等を推進します。

2 人と自然との共生

本県の生態系や生物の多様性を保全し、私たちの暮らしや文化を支えている自然環境を次世代に引き継ぐため、県民・企業・行政などの様々な主体による取組を支援するとともに、希少な野生生物の保護や、特定外来生物⁴⁾の防除に取り組めます。

また、イノシシ等の野生鳥獣による農作物等被害対策を、市町村や関係機関と連携し、総合的に推進します。

3 良好な大気環境の確保

大気環境を常時監視し、大気汚染の情報を県民に迅速に知らせるとともに、大気汚染物質の排出を抑制するため、事業者に対する指導を実施します。

また、大気汚染物質に関する発生源対策の検討を進めるとともに、自動車による大気汚染物質の排出を削減するためエコカーの普及等を促進します。

4 騒音の少ないくらしの確保

成田国際空港（以下、「成田空港」という。）、東京国際空港（以下、「羽田空港」という。）、下総飛行場周辺地域での騒音を監視し、必要に応じて関係機関に航空機騒音の低減対策を要請します。特に、成田空港平行滑走路の延伸や羽田空港 D 滑走路の運用開始など、航空機騒音を取り巻く環境の変化に対応するため、監視を強化します。

また、自動車騒音等の調査を行い、道路沿道の騒音状況を監視します。

5 良好な水環境・地質環境の保全

河川・湖沼・海域など公共用水域の監視や立入検査を行い、事業者に対する指導を実施します。特に、閉鎖性水域である東京湾、印旛沼・手賀沼の水質を改善するため、生活排水や工場・事業場排水の汚濁物質の削減を進めるとともに、雨水によって市街地や畑地等から流出する汚濁物質の削減に取り組めます。

また、地下水の監視とともに、汚染された地下水の浄化に取り組めます。

さらに、県の流域下水道終末処理場における処理方法の高度化を推進します。

6 新たな環境問題に関する調査・研究及び環境情報の提供

人の健康に大きな影響を及ぼすおそれのある微小粒子状物質⁵⁾や化学物質、ヒートアイランド現象など、新たな環境問題に適切かつ迅速に対応するため、調査・研究を推進します。

7 三番瀬の再生

東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬が、豊かな海域となるよう、地元をはじめ、関係する方々と連携しながら、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生等の施策を進めます。

【注】

- (1) **水質の環境基準達成率**：生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を達成している水域の割合です。
- (2) **外来生物**：人為的に自然分布域の外から持ち込まれた生物のことをいいます。
- (3) **生物の多様性**：ある地域にどの程度の種類の生物又は生物の構成する系が存在するかを示すものです。生態系、種、遺伝子等のレベルでとらえられます。
- (4) **特定外来生物**：法律に基づいて、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物のことをいいます。
- (5) **微小粒子状物質**：大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものをいいます。微小粒子状物質は、粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

Ⅱ－１ みんなで支える子育て社会づくり

①子育てを支える環境の充実

【現状と課題】

本県の合計特殊出生率¹⁾は、昭和50年頃から低下傾向であり、昭和60年頃からは全国平均を下回り、少子化の進行が見られます。一方で、保育所の整備が全国的に見て遅れており、慢性的に入所待機児童²⁾を抱えています。

核家族化の進展、地域社会の弱体化など、子育てを行う環境は大きく変化しており、出産や育児に対する負担や不安が増大しています。

ゆとりをもって子どもを生き育てるためには、仕事と家庭が両立可能な働き方ができる職場環境づくりが不可欠です。

また、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

【取組の基本方向】

保育所等の整備を促進するとともに、多様な保育ニーズに合ったきめ細かな保育サービスの展開に取り組みます。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、出産や育児に対する不安を解消するため、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所等の相談・支援体制の強化、市町村における要保護児童対策地域協議会³⁾の整備、県立児童福祉施設等の充実を図ります。

【主な取組】

1 待機児童の解消のための施設整備と保育環境の充実

県内の保育所入所待機児童の早期解消と新たな保育需要への対応及びより質の高い保育環境の整備のため、民間保育所の創設・増改築の促進を図るとともに、国の基準を超える保育士の充実を実現することにより、多様な保育ニーズにも対応します。

また、小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するための放課後児童クラブ⁴⁾など女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスについても、計画的に拡大していきます。

2 子どもの医療費助成の充実

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成の充実を図ります。

3 地域における子育て支援の体制の整備

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点⁵⁾の設置を促進するとともに、子育て支援情報の提供の充実を図ります。

4 要保護児童対策の充実・強化

児童虐待の増加に対応するため、東上総児童相談所に一時保護所⁶⁾を整備するなど、児童相談所の機能強化を図ります。

また、児童虐待に迅速に対応するためには、地域におけるネットワークづくりが重要であることから、市町村に要保護児童対策地域協議会の設置を促進します。

5 県立児童福祉施設の整備

増加する要保護児童の受け入れ体制の充実を図るため、県立児童福祉施設について、将来のあり方に関する外部有識者による提言等を踏まえ、総合的な検討を行い、計画的な整備を推進します。

6 仕事と家庭が両立できる環境の整備

男性も女性も、充実した仕事をしながら、ゆとりを持って子育てができるように、ワーク・ライフ・バランス⁷⁾の推進を県民や企業に働きかけ、誰もが能力を生かし働き続けられる職場環境の整備や働き方の見直しを推進します。

また、育児等のために退職し、再就職を希望する女性に対して、一人ひとりの状況に応じた就業支援を行います。

【注】

- (1) **合計特殊出生率**：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を表します。
- (2) **入所待機児童**：保育所入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが入所していない児童。(ただし、既に保育所に入所していて転園希望が出ている場合、特定の保育所を希望し保護者の私的な理由で待機している場合等は待機児童には含めない。)
- (3) **要保護児童対策地域協議会**：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うために、関係機関が情報を共有し、支援内容を協議するために設置されるものです。
- (4) **放課後児童クラブ**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。
- (5) **地域における子育て支援拠点**：育児相談や子育てサークルの支援を行うなど、子育て中の親子が集う場として、専任の職員を配置した地域の子育て支援の拠点であり、市町村が実施主体となって、保育所等において事業が実施されています。子育ての負担感等の緩和を図り安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て機能の充実を図っています。
- (6) **一時保護所**：児童福祉法に基づき、児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、親の病気や虐待などで家庭での養育が困難となった子供たちを一時的に保護するための施設です。
- (7) **ワーク・ライフ・バランス**：やりがいのある仕事と充実した私生活のバランスをとりながら、個人が持っている能力を最大限に発揮すること。人事戦略の一環として、この考え方を取り入れる企業が増えています。

Ⅱ－２ 笑顔輝く、未来支える人づくり

①社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成

【現状と課題】

近年、核家族化や少子化の進展などにより、子ども同士や世代を超えた地域住民などが、自然の中での体験や活動をする機会が少なくなっています。

また、平成20年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、「読書好き」「早寝・早起き」「新聞やテレビのニュースに関心がある」と回答した児童生徒の割合は、全国平均を上回っていますが、「学校の規則を守る」、「友達との約束を守る」と回答した児童生徒の割合は全国平均を下回っています。さらに、いじめの認知件数も高い水準で推移しています。

本県の未来を担う子どもたちに、豊かな心と確かな学力、健やかな体を育てる教育を推進していくとともに、勤労観・職業観や社会貢献意識、郷土への誇りと愛着をはぐくむ教育に、より一層取り組んでいくことが必要です。

【取組の基本方向】

道徳教育については、心の教育の要として、教材等の工夫や地域教育力の活用を図りながら、学校の教育活動全体を通じて推進します。また社会貢献意識の育成を図るため、様々な体験活動や読書活動を推進します。さらに、子どもたちの好奇心や興味関心を高め、学習意欲の向上を図るとともに、人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の向上に取り組みます。

くわえて、情報化や環境問題など、新しい時代に対応した学習に取り組むとともに、子どもたちの健康・体力づくりを推進します。

【主な取組】

1 心の教育の要となる道徳教育の充実

気持ちの良いあいさつができ、規範意識を身に付け、郷土の良さを再確認し、未来に継承しようという意志を持たせるとともに、適切な情報活用能力の習得を図りながら、自他の人権に配慮し、他人を思いやることができる心を育てる教育を推進します。

あわせて、子どもたちの豊かな心をはぐくむため、道徳教育については、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりなど充実を図ります。

2 力強く、心豊かに生きていくための学ぶ意欲、学ぶ力、活用する力の向上

子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、思考力、判断力、表現力等を身に付け、課題を解決することができるように、主体的に学習に取り組める教育を推進します。

また、コミュニケーション能力や勤労観・職業観等、子どもたちが社会人としての基礎・基本を身に付けられる教育を進めます。

3 子どもたちの健康・体力づくり

食事、運動、休養に関する望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもたちの健やかな体をはぐくみ、体力の向上を図ります。

Ⅱ－２ 笑顔輝く、未来支える人づくり

②学校を核とした、家庭・地域教育力の向上

【現状と課題】

子どもたちの健やかな育成や教育に関する課題について、保護者や地域住民、教職員等が、本音で語り合うことにより、教育を核とした地域のコミュニティづくりが進められています。

一方、少子化、核家族化、都市化などの進展により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、家庭・地域教育力の向上に向けた取組が必要となっています。

そのため、今後地域で活躍する団塊の世代の人々や地域の企業など様々な教育力を活用し、子どもたちの社会性をはぐくむことが求められています。

【取組の基本方向】

「地域の子どもは地域みんなで育てる」という考えのもと、地域や学校の様々な活動を支えている人たちの力を結集し、家庭・地域教育力の向上を図る取組を推進します。

地域とともに歩む学校づくりに向け、学校と地域の連絡・調整を担う地域コーディネーター等の人材を、市町村教育委員会と連携を図りながら発掘・育成していきます。

【主な取組】

1 すべての教育の原点である家庭教育力の向上

様々な状況にある子育て中の親たちに対し、家庭教育力の向上を支援する取組を推進するとともに、家庭・学校・地域が連携して、社会全体で家庭教育を支えていく環境づくりを推進します。

また、各学校においても、家族の役割や命の尊さなどについて、子どもたちが学習する機会の充実を図ります。

2 人と人とのきずなを育てる地域教育力の向上

学校が地域コミュニティの核となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。そのため、地域住民がボランティアとして学校をサポートする機会を増やしていくとともに、地域における学びの場づくりや、学んだ成果を生かす仕組みづくりを充実します。

さらに、学校の持つ専門的機能や施設を地域に積極的に開放することで、県民が生涯学習に取り組める機会を提供し、地域教育力の向上につなげます。

Ⅱ－２ 笑顔輝く、未来支える人づくり

③豊かな学びを支える教育環境の整備

【現状と課題】

子どもたちの夢の実現に応える特色ある学校づくりや、地域住民の協力による学校評価の実施など、学校・家庭・地域が互いに信頼し合い、連携・協力するための基盤づくりが進んでいる一方、教職員が子どもと向き合う時間が十分確保できていないとの指摘もあります。

本県を名実ともに「教育立県」とするためには、教育の質の向上が不可欠であり、公立学校と私立学校がそれぞれの特色を生かしながら切磋琢磨し、互いの教育力の向上に努めていく必要があります。

さらに、いじめや不登校をなくし、子どもたちが安全に安心して教育を受けられるよう、家庭や地域との連携をより一層推進するとともに、教職員の資質の向上と、教員がその能力を十分に発揮できるよう学校運営の改善を図る必要があります。

【取組の基本方向】

子どもたち一人ひとりが夢の実現に向かって学び、能力を発揮できる学習環境づくりや、自らの身を守るための安全教育を進めるとともに、教員がきめ細やかに指導することができる体制の充実を図ります。

また、学校教育の一翼を担う私立学校は、特色を生かした魅力ある教育などが認められ、高い評価を受けていることから、引き続き私立学校の更なる発展に資するため、私立学校への支援の充実を図ります。

【主な取組】

1 夢をはぐくむ魅力あふれる学校づくり

地域の声を学校評価や運営に反映するなど、地域教育力を活用した学校づくりに取り組むことで、社会状況の変化に応じた、魅力ある学校づくりを進めます。また、教職員の資質を向上するとともに、地域の優れた人材を活用することで、一人ひとりの子どもたちに目を向けた質の高い教育を推進します。

さらに、私立学校の経営の健全性を高めるとともに、生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人の運営に要する経費等の助成を推進します。

2 安全・安心に学べる学校づくり

様々な悩みを抱える子どもたちが、楽しくいきいきと学校に通うことができるよう、教育相談体制の充実や学校への信頼を高めていきます。

また、子どもたちが「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、お互いに協力し合えるよう、防災や安全に関する教

育を推進します。さらに、県立学校施設の老朽化対策を行い、子どもたちが安心して学習できる環境を整備します。

Ⅱ－２ 笑顔輝く、未来支える人づくり

④一人ひとりに対応した特別支援教育¹⁾の推進

【現状と課題】

特別支援学校²⁾においては、中学校の特別支援学級からの進学や職業的自立に対するニーズが増加していることから、知的障害を対象とする特別支援学校高等部生徒の増加により、過密化が進んでおり、その対策が大きな課題となっています。

また、これまでの特殊教育の対象に加え、通常の学級に在籍する発達障害³⁾のある子どもも含めた、障害のあるすべての子どもたちのニーズに応じた教育が求められています。

現在、各学校においても、個別の指導計画⁴⁾や個別の教育支援計画⁵⁾を作成し、活用するなど、障害のある子どもたちに必要な支援が行われています。

障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けて、子どもたち一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援と、教育・医療・保健・福祉・労働等関係機関の支援ネットワークの構築が必要です。

【取組の基本方向】

一人ひとりのライフステージや教育的ニーズに応じて、子どもたちが自分の持てる力を最大限に発揮して学習できる教育環境づくりを推進します。

また、障害のある子とない子が地域で共に学ぶ機会を充実し、子どもたちの豊かな人間性を育成するとともに、障害のある子どもたちに対する地域の人々の理解啓発と交流を進めます。

【主な取組】

1 自立・社会参加に向け、持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育の推進

幼・小・中・高等学校、特別支援学校において教職員の専門性・資質の向上を図るとともに、個別の指導計画等に基づき、一貫した支援を推進します。特に高等学校では、発達障害のある生徒への具体的な支援についての取組を、特別支援学校高等部では、職業的自立を図るための研究や取組を推進します。

また、障害のある子どもたちが障害のない子どもたちと地域で共に学び育つ機会を充実します。

2 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校づくりと支援ネットワークの構築

児童生徒増加による特別支援学校の過密化の解消や、幼・小・中・高等学校での校内支援体制の充実を図ります。

また、地域の支援ネットワークの構築やボランティアによる支援システムの

整備など、校外からの支援体制の充実を図るとともに、教育相談や研修等を行うことで特別支援学校が担う地域のセンター的機能の充実を図ります。

【注】

- (1) **特別支援教育**：障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
- (2) **特別支援学校**：学校教育法第72条に規定している学校で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的としている。
- (3) **発達障害**：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害。
- (4) **個別の指導計画**：障害のある幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた適切な指導ができるように、具体的な指導のねらいや指導内容・方法の明確化を図るために個別に作成する指導計画。「実態把握」、「目標（長期・短期）」、「指導の手だて」、「評価」等の項目が盛り込まれ、これらを一連のサイクルで実施することが、特別支援学校に義務づけられた。
- (5) **個別の教育支援計画**：学校教育段階にある障害のある幼児児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して適切な教育的支援を行うため個別に作成する支援計画。福祉、医療、労働等の関係機関と連携して作成することとしている。

Ⅱ－２ 笑顔輝く、未来支える人づくり

⑤多様化する青少年問題への取組

【現状と課題】

少子高齢化、情報化、雇用形態の多様化、厳しい雇用情勢など、青少年を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

携帯電話・インターネットの普及により、子どもたちが性や暴力等の有害情報にさらされ、犯罪の被害者とともに加害者にもなるという新たな問題が起きています。

また、学校におけるいじめや暴力等の問題のほか、フリーター¹⁾ やニート²⁾ の数が高水準で推移するなど、青少年の社会的な自立が遅れるといった問題も生じています。

青少年が社会的に自立した個人として成長し、地域社会とともに生きていけるよう、県や市町村はもとより、家庭、地域、学校、企業などが、それぞれの役割や責任を果たすとともに、相互に協力していく必要があります。

【取組の基本方向】

多様化する青少年問題に的確に対応するため、関係機関と連携した体制を整備するとともに、非行防止対策と立ち直り支援を充実し、青少年が社会的・経済的に自立できるよう支援します。

さらに、青少年が地域での様々な体験活動を通じ、豊かな社会性を身に付けることができるよう環境を整備するとともに、青少年を有害環境に近づけない、また利用させない環境づくりを推進します。

【主な取組】

1 青少年の自立を支える体制整備

国・県・市町村など関係機関が連携した、効果的かつ円滑な支援を検討するための協議会を設置します。

また、県として総合的な支援を展開できるよう、千葉県青少年総合対策本部機能の強化や青少年問題に関する相談窓口のワンストップ化を進めます。

2 非行防止と立ち直り支援、保護総合対策の推進

関係機関・団体、地域住民などと青少年の非行問題に対する認識と理解を共有するため、広報・啓発活動を推進します。

また、地域の青少年の非行防止等に大きな役割を担っている青少年補導センターや少年警察ボランティア活動の支援と少年センターによる少年サポート活動を推進します。

さらに、非行少年等に対する相談体制を強化し、自立を支援するとともに、

青少年を犯罪被害から保護するため、福祉犯罪³⁾の取締りを強化します。

3 青少年を育成する地域の力の強化

青少年が、地域での様々な活動や交流の中で、豊かな社会性を身に付け、成長できるよう、地域に密着した活動に取り組む青少年相談員を育成するとともに、その活動を支援します。

また、青少年育成運動の中核となる青少年育成千葉県民会議の活動を支援します。

4 青少年を取り巻く有害環境の浄化

青少年を有害図書やインターネット上の有害情報などの、有害な環境に近づけない、また利用させないための取組を推進し、必要に応じて条例の見直しを行います。

また、関係機関・団体による繁華街等での合同パトロールを実施します。

【注】

- (1) フリーター：15～34歳の若年（ただし、学生と主婦除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人のことをいいます。
- (2) ニート：就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。
- (3) 福祉犯罪：少年のこころのスキや弱い立場を利用して、子どもを食い物にする犯罪（児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法、青少年健全育成条例等の違反）のことをいいます。

Ⅲ－１ 千葉の輝く魅力づくり

①光り輝く千葉の魅力発信

【現状と課題】

本県は、首都圏に位置しながら温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、太古の昔から人々が暮らし、それぞれの地域で、多彩な文化や特産品などが生まれ、育まれてきました。

美味しい食べ物がたくさんある本県は、いわば「食の宝庫」であり、農業産出額は北海道に次ぐ全国第２位で、銚子漁港は水揚げ量が日本一です。

全国に名を知られた落花生だけでなく、ネギや大根、なし、イセエビなど日本一の品目が数多くありますが、そのことはあまり知られていません。

また、本県には、東京湾アクアラインや我が国最大の国際空港である成田国際空港、幕張メッセや東京ディズニーリゾートといった大規模集客施設が数多くあり、たくさんの魅力が溢れています。

「光り輝く活気に溢れた千葉県」を実現していくため、これら本県が持つ数々の魅力を積極的にPRし、認知度、信頼度、好感度を高め、「行きたい・暮らしたい地域」、「買いたい製品の生産地」として、本県を選んでもらえるようにしていくことが必要です。

【取組の基本方向】

新聞・テレビなどの各種マスメディアを通じたPR活動を推進するとともに、マスコットキャラクターを使ったイメージアップ活動を戦略的・計画的に実施し、本県の魅力を発信します。

また、県産農林水産物については、千産千消・千産全消¹⁾の推進による販売促進活動の展開や、ブランド化を推進するとともに知事のトップセールスやマスメディアを活用し、より一層の知名度アップを図り、県産農林水産物のファンづくりに取り組みます。

【主な取組】

1 トップセールスなど戦略的計画的な情報発信の推進

首都圏を対象に、農林水産物や観光資源などのトップセールスを展開するとともに、イベント等を活用した各種情報発信を進めます。

2 各種広報媒体による積極的な広報

「県民だより」などの県刊行物や県広報番組、インターネット等による広報活動を推進します。

特に、観光、農林水産、東京湾アクアライン、国体などについては、全庁的に取組むなど大規模なPR展開を図ります。

3 効果的・効率的な情報発信の推進

千葉の魅力を効果的に発信するため、本県に対するイメージや魅力の把握に努めるとともに、市町村や民間と連携した情報発信を進めます。

4 「食の宝庫ちば」のブランド化と千産千消・千産全消によるファンづくり

全国トップクラスの農林水産物を数多く有する「食の宝庫ちば」の知名度向上のため、ブランド化を進めるとともに、トップセールスやマスメディア等を活用し千葉県産農林水産物の魅力を発信します。

5 世界に飛び出せ千葉の農林水産物

高品質と評価を受けている本県産農林水産物について、近年経済成長が著しく、高額所得者が増えているアジア地域を中心に、海外消費者向けの食品フェア、商談会、現地政府メディア・実需者を招いたレセプションの開催などを通じ、輸出を一層促進します。

6 ちば文化の魅力発信

千葉の文化的魅力を県内外に発信するため、市町村と連携した「ちば文化交流ボックス²⁾」や、「デジタルミュージアム³⁾」などを運営します。

また、「千葉・県民芸術祭」を開催し、県内外で活躍する芸術文化団体の魅力を広く発信します。

【注】

- (1) 千産千消・千産全消：「地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること」を意味する「地産地消」をもとに、千葉県としての独自の取り組みを表現するために、「地」の部分に同音で千葉を意味する「千」を使った造語です。また、千葉県で生産された農林水産物を全国に向けてPRし、全国での消費を目指す取組を「千産全消」としています。
- (2) ちば文化交流ボックス：県民の多様な文化的ニーズに応えるため、より幅広い文化情報を提供するとともに、県民の文化情報の発信を支援するために開設したホームページです。本県の文化資源情報や県内イベント情報などのコーナーなどを設けるとともに、県民の方からの文化情報も提供できます。
- (3) デジタルミュージアム：県立博物館・美術館の収蔵資料に解説文を付し、インターネット上でストーリー性のある展示を行っています。

Ⅲ－１ 千葉の輝く魅力づくり

②千葉の飛躍拠点としての成田国際空港の機能拡充

【現状と課題】

成田国際空港（以下、成田空港という。）は、首都圏における国際線基幹空港であり、本県はもとより、首都圏及び我が国における経済発展の核となる国際的な戦略拠点となっています。成田空港は、平成 22 年 3 月に年間発着回数が 2 万回増加して 22 万回となりますが、今後も増加が予測される首都圏の国際航空需要に的確に対応し、引き続き我が国の国際線基幹空港としての役割を果していくためには、周辺地域との共生・共栄を図りつつ、更なる容量拡大を目指すとともに、利便性の向上など、一層の機能拡充を図ることが必要です。

また、成田空港と都心・東京国際空港（以下、「羽田空港」という。）間の交通アクセスを一層強化し、両空港を一体的に活用することが不可欠です。

さらに、今後は、成田空港の持つ国際空港としての機能を活用した地域づくりを推進するだけでなく、成田空港の魅力をより一層高め、全県の経済活性化のための飛躍拠点として、支援し、育てていくことが必要です。

【取組の基本方向】

成田空港については、更なる容量拡大の実現に向け、国、空港周辺 9 市町（成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町）及び N A A（成田国際空港株式会社）と連携して、周辺地域との共生策を一層推進し、地元の理解と協力が早期に得られるよう努めるとともに、地域経済の活性化等により周辺地域との共栄を目指します。

また、成田空港と都心・羽田空港間の交通アクセスの一層の強化を図り、成田空港が我が国の国際線基幹空港としての機能を一層効果的に発揮できるよう、各種施策を展開します。

さらに、成田空港を本県経済の飛躍拠点として、県全体で支援する方策を検討するとともに、その魅力を全県の経済活性化に生かすための方策を検討します。

【主な取組】

1 成田国際空港の機能拡充

今後も増加が予測される首都圏の国際航空需要に対応し、我が国の国際線基幹空港としての地位を確固たるものにするため、国・県・空港周辺 9 市町及び N A A で構成する四者協議会において、環境対策などの共生策を推進し、成田空港の更なる容量拡大の早期実現を図るとともに、利便性の向上など一層の機能拡充に努め、地域と空港の真の共栄を目指します。

また、関係自治体や経済団体、N A A を含む民間企業などとの連携を図り、成田空港の持つ魅力の P R 方法や、成田空港の更なる魅力向上のための支援策

の検討を進めます

2 成田国際空港周辺の地域共生策の推進

空港の運用拡大に伴う地域住民への騒音障害など、マイナス影響の解消を図るため、国・空港周辺市町・NAA等と連携を図りつつ、騒音対策等の地域共生策を一層推進するとともに、周辺地域と成田空港の永続的な共生を目指した施策の展開を図ります。

3 成田国際空港周辺地域の振興（空港との共栄策の推進）

地域と成田空港との共栄を目指し、成田財特法¹⁾に基づく「空港周辺地域整備計画」²⁾事業を推進するとともに、空港周辺9市町が策定した「成田国際空港都市づくり9市町プラン」³⁾との連携を図ります。

また、成田空港周辺地域の持つ歴史・文化・自然を観光資源として、韓国、中国及び台湾を重点地域とした外客の積極的誘致を図るほか、来訪者が県内各地を安全かつ快適に楽しむことができるよう受入体制の整備促進に取り組みます。

4 成田国際空港への交通アクセスの強化

成田新高速鉄道の建設や、同鉄道を活用した国の「成田・羽田両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善」の検討に協力し、リニア新線等についても研究を進めるとともに、首都圏中央連絡自動車道・北千葉道路の整備を促進し、成田空港への交通アクセスの一層の強化を図ります。

【注】

(1) 成田財特法：成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

(2) 空港周辺地域整備計画：成田財特法に基づき、成田空港周辺地域の施設の計画的整備のため、昭和45年に策定された計画で、直近の変更は平成21年。

(3) 成田国際空港都市づくり9市町プラン：成田空港周辺の9市町による成田国際空港都市づくり推進会議が平成21年に策定した基本計画。

Ⅲ－１ 千葉の輝く魅力づくり

③アクアラインによるポテンシャルの開花

【現状と課題】

東京湾アクアラインは、木更津市と神奈川県川崎市を結ぶ東京湾横断道路として平成 9 年 12 月に開通し、本県の課題である「半島性」を解消するものとして期待されていましたが、通行料金の割高感から交通量が低迷し、期待された機能を十分に発揮しているとは言えませんでした。

このため、県では、国の支援も得て、平成 21 年 8 月から 23 年 3 月までの間、平日休日を問わず 24 時間、普通車の通行料金を 800 円とするなど全車種（ETC 車限定）を対象とした大幅な料金の引き下げを行っています。

都心や京浜地域、成田国際空港地域、羽田空港への交通アクセスの向上による交流人口¹⁾の増加、そして企業立地の優位性の向上などが期待されるこの機会を最大限に活用する方策が求められています。

【取組の基本方向】

千葉県に埋もれている数多くの宝・ポテンシャルにさらに磨きをかけて、県内経済の活性化や地域振興に確実に結び付けるため、市町村や民間団体等と連携して様々な施策を進めます。

特に、観光地の魅力向上、観光消費を増大させる仕掛けづくりや、アクアライン着岸地の拠点整備、企業立地の促進、計画的な道路整備などに重点的に取り組んでいきます。

【主な取組】

1 アクアラインを活用した戦略的な観光振興

千葉県を訪れた観光客に「また訪れたい」と感じてもらえる観光地づくりを進めるため、道路、トイレ、駐車場などの整備を促進するとともに、より良いおもてなしをするために、観光に携わる人たちのスキルアップやホスピタリティ²⁾の醸成に取り組みます。

また、誘客の仕掛けづくりのほか、滞在の長時間化や宿泊型観光を推進していきます。

2 アクアライン着岸地における拠点地域の整備促進

アクアライン通行料金の大幅引き下げによりヒト、モノの流れが大きく変わり、首都圏におけるかずさアカデミアパークの優位性が飛躍的に高まることから、次世代を担う高い技術開発力を持った企業・研究所の誘致に取り組みます。

また、木更津市金田地区では、アクアラインの着岸地としてのポテンシャル

を生かした土地利用の促進が図れるよう、土地区画整理事業により都市計画道路をはじめとする公共施設などの基盤整備を推進します。

3 圏央道沿線地域等への企業立地の促進と地域産業の振興

千葉県企業の立地の優位性を高めるため、立地企業への助成や、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）をはじめとする幹線道路網の整備、人材の確保・育成の支援など、企業ニーズに即した立地環境の整備を図ります。

また、積極的な企業訪問やトップセールスを実施するなど、国内外の企業・研究所に対する誘致活動を展開します。

さらに、地域の資源を活用した新商品の開発や販路開拓、対岸地域の事業者との取引機会の創出・拡大を図り、地域産業の振興を図ります。

4 アクアライン関連道路網の整備推進

アクアラインの着岸地である金田地区や成田国際空港などのポテンシャルを高めるとともに、地域の交流と連携の強化や、物流の効率化を図るため、道路網の骨格をなす圏央道、東関東自動車道館山線（館山道）などの整備を促進します。

さらに、これらの高速道路を補完する地域高規格道路や国道・県道などの整備を進めます。

また、アクアラインから高規格幹線道路（圏央道・館山道・千葉東金道路）を経由し、主要な観光地を結ぶ幹線道路において整備を図ることにより、観光エリアへのアクセスを強化します。

【注】

- (1) 交流人口：通勤や観光などのため、他の地域から訪れる人のことをいいます。
- (2) ホスピタリティ：おもてなしの心のことです。

Ⅲ－１ 千葉の輝く魅力づくり

④魅力満載「千葉の観光」

【現状と課題】

千葉県は温暖な気候に恵まれ、大都市東京のすぐ隣に位置しながらも、「花」や「海」をはじめとする豊かな自然に恵まれています。また、数多くの歴史的・文化的な資源を有し、新鮮な海の幸や山の幸もあり、多様な観光のポテンシャルを秘めています。

こうした「宝」を十分に活かし、本県の観光を、地域経済の活性化に効果的に結び付け、安定した産業として成長させるためには、観光客の滞在の長時間化や宿泊型観光の推進、年間を通じて観光客が魅力を感じる観光地づくりが求められています。

【取組の基本方向】

千葉県の有する魅力を余すことなく引き出し、その質の向上を図るとともに、戦略的に情報発信に取り組むことで、時々の経済・社会状況に左右されにくい、力強い観光産業の育成につなげていきます。

【主な取組】

1 何度でも訪れたい魅力ある観光地づくり

観光を地域経済の活性化に確実に結び付けるため、観光客のニーズを的確に把握しながら、観光施設・名所・旧跡などの観光資源の磨き上げや有機的な連携に努めるとともに、催しや企画などの観光プログラムの充実、ニューツーリズム¹⁾の開発を促進し、観光客の滞在の長時間化や宿泊型観光の推進を図ります。

2 観光を支える人づくり

魅力ある観光地づくりを推進するためには、様々な分野において地域の観光を担う人材が必要です。

そこで、地域における観光振興の取組をより確かなものとするため、観光に携わる人たちのスキルアップやホスピタリティの醸成、魅力ある観光地づくりや地域の観光振興を担う人材の育成を推進します。

3 観光地千葉の知名度向上

多様な広報媒体を通じて、総合的・戦略的に千葉県観光の魅力を全国に向けて発信するとともに、旅行動向を大きく左右し、新たな観光ニーズの形成に大きな影響力を持つメディアや旅行会社等に対して、トップセールスを含む効果的なプロモーションを展開します。

4 国際的観光地としての地位の確立

日本の表玄関である成田空港を擁する優位性を生かし、韓国、中国及び台湾を重点地域とした外客の積極的誘致を図るほか、来訪者が県内各地を安全かつ快適に楽しむことができるよう受入体制の整備促進に取り組みます。

また、地域経済の活性化に貢献する経済波及効果の高い国際会議等の積極的な誘致を図ります。

【注】

(1) ニューツーリズム：従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行をいいます。

Ⅲ－２ 挑戦し続ける産業づくり

①新事業・新産業の創出と企業立地の促進

【現状と課題】

我が国の経済構造が、グローバル化の進展や技術革新の加速化などによって大きく変化する中で、企業は、積極的な研究開発を行うとともに、付加価値の高い新しい製品を生み出していくことが求められています。

また、世界規模での競争が激化する中で、各企業は事業所の再編や統合を進めており、県内においても工場の撤退などの事例が見受けられます。

企業が国や地域を選択する時代の中で、本県が引き続き経済的な発展を持続していくためには、高い競争力を持ち地域に定着し持続的に発展する企業を戦略的に誘致・創出していくことが必要となっています。

【取組の基本方向】

高い技術力・開発力を誇る企業の集積や、研究成果を多く保有する理工・医科系大学等の最先端の研究拠点、270を超える居室を持つインキュベーション¹⁾施設など、新事業・新産業の創出を進める上での本県の優位性を十分に活用し、新規成長分野の振興を図るとともに、県内企業による新製品・新技術の開発を活発化させていきます。

また、企業立地促進法²⁾の活用などにより、地域に定着し発展していく企業を県内に誘致し、雇用の場の確保や地域の経済的な活力の向上を図ります。

【主な取組】

1 産学官の連携による研究開発の促進

県内企業が、低炭素社会や高齢化社会などの新たな社会のニーズに対応した新製品・新技術の開発や新産業の創出を行うためには、産学官が連携し、課題の克服に向けた取組を行うことが必要です。

そこで、専門のコーディネーター³⁾を設置し、企業相互間、企業・大学間のマッチングやネットワーク形成の促進を図り、国の競争的研究資金を活用することなどにより、社会ニーズに対応した新製品・新技術の研究・開発、新産業の創出を支援します。

2 ベンチャー企業・研究開発型企業の支援強化

ベンチャー企業の創出・育成や、既存の中小企業の研究開発型企业への転換の促進を図るため、東葛テクノプラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設の利用を促進し、インキュベーション・マネージャーなどによる企業の成長段階に応じた多面的な取組を推進します。

また、県内経済団体、企業等と協働のうえ、ベンチャー企業の育成支援を推

進めます。

3 技術の高度化と新技術の導入促進

千葉県産業支援技術研究所、東葛テクノプラザ等を中心に、実用化・商品化に向けた支援、研修事業や技術相談、知的財産全般に関する支援などにより技術力の向上を図ります。

また、企業情報の提供や企業間の交流により、県内の理工系大学、研究機関を含めた産学官の技術連携のネットワークを形成します。

4 戦略的企業誘致の推進

積極的な企業訪問活動やトップセールスを実施するとともに、本県の多様な魅力に関する情報の提供を行い、地域の特性・強みを生かした国内外の企業・研究所への誘致活動を展開します。あわせて、立地済み企業やインキュベーション施設入居企業などへのきめ細かなフォローアップにより、県外への流出を防止し、県内への再投資を促進します。

また、立地企業への助成や工業用水の確保等企业ニーズに即した立地環境の整備を図ります。

【注】

- (1) インキュベーション：新規に事業を起こすことを支援すること。
- (2) 企業立地促進法：「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」。地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援するため、企業の設備投資促進や人材育成を支援する制度等を定めています。
- (3) コーディネーター：大学と企業とのマッチングや、国の競争資金獲得支援、共同研究における様々な課題の解決の手助けを行う人材。

Ⅲ－２ 挑戦し続ける産業づくり

②中小企業の経営基盤の強化

【現状と課題】

平成 20 年 9 月のアメリカ発の金融危機の影響により、県内企業の業績は急速に悪化しました。

経済情勢は一部に持ち直しの動きが見られますが、景気悪化以前の水準には戻っておらず、倒産件数は依然高水準で推移しています。

こうした中、特に、県内約 13 万 2 千の事業所の 99.8%を占める中小企業では、従来からの問題である資金・人材などの経営資源の不足、競争の激化や販売価格の低迷、後継者不足による廃業の増加などに加え、景気低迷の影響による経営環境の一層の悪化が課題となっています。

【取組の基本方向】

厳しい経済情勢を踏まえ、緊急に必要とされる経済対策を総合的に検討・実施します。

それとともに、大きく変革する時代に対応し経営基盤の強化を図る中小企業を支援するため、経営力の強化や資金調達、事業承継¹⁾とリスクマネジメント等への対応について、支援体制を整備していきます。

さらに、販路開拓や海外市場取引などの専門的な知識が必要な分野についても、支援を進めていきます。

また、地域に密着した商店街などによる取組や農商工連携、地域資源を活用した取組などの支援を進め、中小企業の活性化が地域の活性化に結び付き、相乗効果を生むような振興策を進めていきます。

【主な取組】

1 中小企業の経営力の向上

地域社会を支える中小企業の多様で活力ある成長・発展を促進するため、中小企業者の自主的な努力を基本とし、創業・成長・発展の各段階に応じて、中小企業の立場に立った窓口相談や専門家派遣等を行うとともに、経営革新の取組の促進や中小企業の生産性の向上に努めます。

事業の実施に当たっては、地域力連携拠点²⁾等の県内中小企業支援機関と連携し、統一ある支援を行うとともに、金融機関や中小企業の事業再生を支援する千葉県中小企業再生支援協議会³⁾との連絡を密にし、支援内容の一層の充実を図ります。

2 資金調達の円滑化

県が融資に係る原資の一部を取扱金融機関に預託し融資利率を低減すると

ともに、信用保証協会⁴⁾による保証を付与することで、金融機関の貸出リスクを引き下げ、担保や信用力に乏しい県内中小企業者の資金調達を円滑化します。

3 販路開拓に向けた支援

中小・ベンチャー企業が独自に開発した優れた製品に対する県の認定制度などにより、市場性やブランド力を高めて、売れる製品づくりを促進します。

また、県内外企業との取引拡大のため、専門家による製品紹介や商談会の開催などの販売活動支援を推進します。

4 海外市場取引の促進

中小企業にとって海外取引は、国内取引に比べリスクが高いことや、取引先情報やノウハウ等の蓄積が困難であるなどの理由から、挑戦が難しい状況にあるため、海外市場を視野に入れた取組を検討します。

特に、ジェトロ千葉⁵⁾と連携して貿易投資相談を実施し、窓口相談から専門家派遣、展示会等への出展支援など海外ビジネスに対する集中支援を行い、事業が収益事業として育つことを目指します。

5 中小企業の事業承継とリスクマネジメント支援

中小企業にとって大きな課題である事業承継について、専門職員による指導・助言を行います。

また、大規模地震や風水害、新型インフルエンザ等の緊急事態における企業としての危機管理対策である「事業継続計画（BCP）」の取組の促進を図ります。

6 地域づくり・まちづくりと連携した地域産業の活性化

活力の低下が深刻さを増す、商店街をはじめとする地域商業を活性化するため、地域コミュニティの担い手として地域商業に期待される役割と本来の商業機能を充実する取組を検討します。

また、地域の資源を生かしたイベントの支援などを通じて、地域の顔となる中心市街地等に来訪者を幅広く呼び込み、恒常的な来街者の増加に結び付ける取組や、農商工連携や地域資源を活用した商品開発などの取組を促進します。

【注】

- (1) **事業承継**：会社の経営を後継者に円滑に引き継ぐこと。経営者の高齢化等により、今日の大きなテーマとなっている。
- (2) **地域力連携拠点**：中小・小規模企業支援に優れた「応援コーディネーター」を配した中小企業支援機関等で、国の委託事業として指定されている。中小・小規模企業が直面する課題にきめ細かく支援を行っている。全国で327機関、千葉県では7機関が指定されている(H21)。
- (3) **千葉県中小企業再生支援協議会**：中小企業の事業再生を支援するため、平成15年に各都道府県に1箇所ずつ設置。企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業の再生に係る相談にきめ細やかに対応している。
- (4) **信用保証協会**：中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の

- 円滑化を図ることを目的として設立された信用保証協会法に基づく特殊法人。
- (5) **ジェトロ千葉**：経済産業省が所管する独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の国内事務所の一つ。日本企業の輸出支援、地域経済活性化支援、外国企業誘致支援等を行う。

Ⅲ－２ 挑戦し続ける産業づくり

③雇用対策の推進と産業人材の確保・育成

【現状と課題】

平成20年9月以降の景気の急激な後退により、雇用情勢は、求人の減少、完全失業率の悪化、非正規労働者の雇い止めの増加など引き続き厳しい状況にあります。

特に、フリーター¹⁾をはじめとする職業スキルを積む機会が得られなかった若年層、出産・子育て等で仕事を離れた女性、障害のある人、中高年齢離職者などは、本人に意欲があっても就労、特に正規雇用としては難しい状況にあり、その対応が課題となっています。

一方で、介護分野や中小企業など、現状でも人材の確保・育成に苦勞している業種や企業もあります。

また、中長期的な課題としては、少子高齢社会の進展等により、労働力人口が不足することが懸念されています。

【取組の基本方向】

雇い止め等により離職を余儀なくされた人に対して、当面の雇用の場の創出・確保を行い、さらに雇用の継続を図っていきます。

そして、求職者が貴重な働き手として活躍できるように、求職者の就業支援や職業能力開発、求人と求職者のミスマッチの解消などを行います。

また、将来の労働力不足に対応し、本県の産業を支える地域の労働力を確保するため、女性や高齢者等の再就職支援に加えて、若年無業者（ニート²⁾）の職業的自立を支援するなど新たな労働力を確保する取組を実施するとともに、求職者・在職者一人ひとりの職業能力の向上を図っていきます。

さらに、働きやすい職場環境の整備を促進し、人材の確保・定着を進めていきます。

【主な取組】

1 雇用機会の創出

非正規労働者の雇い止め問題をはじめとする雇用環境の急速な悪化に対応するため、国からの交付金を基に造成した基金を利用して委託事業等を実施し、雇用の場の創出と継続的な雇用の支援を行います。

2 就労支援と職業能力の開発

フリーターをはじめとする職業スキルを積む機会が得られなかった若年層、出産・子育て等で仕事を離れた女性、障害のある人、中高年齢離職者等、意欲があっても就労、とりわけ正規雇用に至るのが難しい状況にある方などの就

業・定着を図ります。

また、離職者・転職者をはじめとする様々な求職者を対象に、高等技術専門学校や大学、専修学校、NPO 法人、企業等の教育訓練機関を活用して、就業に結びつく職業能力開発を進めます。

あわせて、働く側（求職）と雇用する側（求人）の双方の条件とニーズに視点を向け、求職者への支援を実施することで雇用のミスマッチの解消を図ります。

3 中小企業等の人材確保・育成支援

地域の中小企業における将来の労働力不足に対応するため、ジョブカフェ³⁾等での採用支援や企業のOB人材の活用などにより、中小企業等の人材確保の支援を進めます。

また、ものづくり分野を中心とした中小企業等の人材確保・育成を支援するため、県と企業などとの連携による中小企業等への若年技術者などの人材供給や、中小企業等の従業員の能力開発を図ります。

4 働きやすい環境の整備

年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての働く人が、仕事と生活の調和を図り、意欲と能力を生かして働くことができる環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランス⁴⁾を推進するとともに、多様で柔軟な雇用制度の導入が経済的に合理的であることについて、社会一般の理解を広め、意識を醸成していきます。

また、賃金・解雇・労働時間・労使紛争等の労働問題と、社会環境の変化・職場の人間関係などによる心の健康問題を持つ労働者が増加していることから、労働相談等を実施するとともに、労働関係法令等の普及啓発等を充実させ、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを促進します。

【注】

- (1) フリーター：正社員として就職するのではなく、パート・アルバイトとして働いている15歳から34歳までの若者（学生及び既婚者は除く）及びそのような就業形態を希望している15歳から34歳までの若者（学生及び既婚者は除く）
- (2) ニート：就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。
- (3) ジョブカフェ³⁾：正社員として働くことを希望する15歳から39歳までの若者に対する就職支援及び中小企業の採用活動を支援する施設。
- (4) ワーク・ライフ・バランス：やりがいのある仕事と充実した私生活のバランスをとりながら、個人が持っている能力を最大限に発揮すること。人事戦略の一環として、この考え方を取り入れる企業が増えています。

Ⅲ－３ 豊かな生活を支える食と緑づくり

①農林水産業の生産力強化と担い手づくりの推進

【現状と課題】

本県は全国屈指の農林水産県として、県内だけでなく首都圏や全国の消費者に新鮮でおいしい農林水産物を安定的に供給する大きな役割を果たしています。

しかしながら、担い手の減少や高齢化、WTO¹⁾やFTA²⁾等の貿易交渉に伴う国際化の進展、生鮮野菜などの輸入増大等による価格の低迷、産地間競争の激化など、数多くの課題を抱えています。

また、消費者ニーズは多様化し、農薬・化学肥料の使用を減らした環境にやさしい農業に対する関心も高まっています。

このような中、本県の農林水産業が今後とも持続的に発展していくためには、多様で活力のある担い手の確保・育成を図るとともに、首都圏立地の有利性を生かした産地づくりや、豊かな海づくりなどを進め、消費者に選択される農林水産物を県内外に提供し続けられるよう生産力の強化を図る必要があります。

さらに、長期にわたる木材価格の低迷により管理が行き届かなくなった森林の機能を再生し、森林資源の循環利用を進めていくことが重要です。

【取組の基本方向】

健全な本県農林業を次代に継承していくため、マーケット需要に対応した競争力の高い産地づくりを進めるとともに、環境にやさしい農業や森林資源の循環利用を推進します。

また、水産資源の維持増大と漁場環境の保全、漁業・水産加工業の生産性向上に取り組み、たくましい水産業を育成します。

さらに、経営基盤を整備するとともに、意欲ある人材や企業的経営体など多様な担い手が活躍できるよう支援体制を充実します。

【主な取組】

1 マーケット需要に対応した力強い産地づくり

本県の農産物の生産力を強化拡大し、実需者³⁾や消費者ニーズに対応した力強い産地づくりを促進するため、施設化や省力化などによる既存園芸産地の再構築を推進するとともに、業務・加工向け野菜や独自の新品目などを導入した新産地づくりを推進します。

2 水田有効活用による飼料等自給力の強化

湿田を多く抱える本県水田の有効活用を進めるため、水田を最大限活用できる飼料用米の生産拡大を促進し、県内の飼料用米生産流通体系を構築します。

さらに、飼料増産や放牧、生産体制づくりなどを推進し、総合的に飼料自給

率の向上に取り組めます。

また、米の新たな需要拡大として期待が高まっている米粉の利用を推進します。

3 環境にやさしい農業の推進

安全・安心な農産物に対する消費者のニーズの高まりに対応するとともに、環境に対する本県農業の公益的機能の役割を発揮するため、エコファーマー⁴⁾の認証拡大、ちばエコ農業⁵⁾、有機農業⁶⁾等の取組を進めます。

さらに、堆肥の有効活用による土づくりを進め、県全体の農薬や化学肥料の使用量の減量化を図ることにより、環境にやさしい農業を推進します。

4 森林資源の循環利用

本県の森林は小規模な私有林が多くを占めていることから、森林作業の共同化や作業道の整備を進め、計画的かつ効率的に森林の整備等を進めます。加えて、県産木材の利用促進を一体的に推進することにより「伐採～搬出～木材利用～再造林(植栽)～間伐・保育(手入れ)」といった森林資源の循環利用の仕組みづくりに取り組めます。

5 水産資源の維持・増大と漁場環境の保全

安定した漁業生産を確保する上で、水産資源を計画的かつ大切に利用することや、増やすことが必要不可欠であるため、漁業者による自主的な資源管理の取組を支援するとともに、稚魚の生産・放流や魚礁の設置等を一体的に推進します。

特に、本県を代表する漁場の一つである東京湾では、アサリに深刻な影響を及ぼすカイヤドリウミグモ⁷⁾対策を進める一方、その影響を受けないハマグリや近年の高水温化に対応したノリの新品種の普及等の増産対策を実施します。

6 漁業・水産加工業の生産性向上

水産業の更なる経営の安定化・効率化を図るため、漁業情報の配信による操業の効率化と安全の確保を支援するとともに、冷凍冷蔵庫等の生産関連施設や、大型台風や大規模地震に強い漁港施設等の整備・保全を推進します。

加えて、品質向上に向けた水産加工業への新技術導入や、漁業経営のスリム化を図るための省コスト型漁船(省力・省エネ)の導入による操業への転換を支援します。

7 農林水産業を支える多様な担い手の確保・育成

農林水産業を志す人々に対し、相談や研修の場づくりを進め、実際に就業できるまでを支援します。さらに、アグリトップランナー⁸⁾の育成や企業の農業

参入を支援し、地域での雇用の創出を促進します。

また、女性や高齢者など、多様な人材が地域でいきいきと活躍できるよう、活動のベースとなる組織づくりや、加工・直売などの取組を支援します。

加えて、農業協同組合や漁業協同組合の組織再編を進め、経営基盤の強化を図ります。

8 担い手への農地集積と農地の基盤整備

意欲と能力のある経営体が生産性の高い営農を展開できるよう、農地をまとまった形で担い手に集積する仕組を県内全域に導入します。

また、担い手へ農地集積を促す農地の大区画化など基盤整備を推進するとともに、効率的な営農展開ができるよう、用排水施設の保全整備を進めます。

【注】

- (1) **WTO**：世界貿易機関の略。1995年に発足、スイス・ジュネーブに本部がある。WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供する機関で153カ国・地域が加盟しています。
- (2) **FTA**：自由貿易協定の略。物品の関税及びその他の制限的通商規則やサービス貿易の障壁等の撤廃を内容とするGATT第24条及びGATS(サービス貿易に関する一般協定)第5条にて定義される協定のことです。
- (3) **実需者**：量販店やレストランなどの需要者のこと。例えば、野菜や米をレストランに供給する場合、最終的な需要者はレストランで食事をする人ですが、実需者はレストラン(業者)になります。
- (4) **エコファーマー**：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき土づくり、化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画について、県知事から認定を受けた農業者のことです。
- (5) **ちばエコ農業**：自然環境に与える負荷の軽減と、消費者の求める安全・安心な農産物の供給体制を作るため、通常と比べて農薬や化学肥料を2分の1以上減らした栽培を行う産地の指定、及びこれらの産地などで栽培された農産物について県独自の認証を行う制度のことです。
- (6) **有機農業**：化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことです。
- (7) **カイヤドリウミグモ**：陸上のクモに似た動物で、胴は小さく、体のほとんどが脚です。幼生期には二枚貝の殻の中に寄生し、貝の体液を吸って成長します。生態について判っていることが少なく、調査を進めています。
- (8) **アグリトップランナー**：販売額 3,000 万円以上で、経営理念があり、販売戦略を持っている企業的な農業経営体のことです。

Ⅲ－３ 豊かな生活を支える食と緑づくり

②緑豊かで安らぎのある農山漁村づくりの推進

【現状と課題】

農山漁村地域は、食料の供給ばかりでなく、県土や自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、県民にとってかけがえのない多面的機能を有しています。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展により生産活動や集落としての機能が低下し、耕作放棄地や荒廃森林が増加しています。

特に、イノシシ等の有害鳥獣による被害の増加は、単に農作物等への被害にとどまらず営農意欲を減退させ、これが耕作放棄を生み、またそこが新たな隠れ場所となることでさらなる被害を増加させるといった悪循環を招いています。

このように、農山漁村の有する多面的機能の低下や耕作放棄地等の増加が懸念される中で、豊かで安らぎのある農山漁村を実現するには、農山漁村と都市との交流を促進し、地域が一体となり都市住民との協働のもと、農林水産物や農山漁村の景観など地域が有する豊かな資源を有効活用していく必要があります。

【取組の基本方向】

県民に、新鮮で美味しい地場産品や農林水産業体験など、農山漁村の魅力に触れ合える機会を提供することにより、農林水産業に対する県民の理解を深め、また、都市と農山漁村が交流することで農山漁村地域の活性化を図ります。

また、耕作放棄地の増加や野生鳥獣による農作物等への被害増加といった地域の課題や、農道や農業水利施設¹⁾等の適切な保全管理について、地域が一体となって都市住民との協働のもとに取り組み、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農山漁村の実現を図ります。

【主な取組】

1 豊かな自然と豊富な食材に恵まれた「ちば」の体感

農山漁村の活性化を図るため、「千葉県型グリーン・ブルーツーリズム」²⁾の推進により、ホスピタリティ³⁾を核とし、地域が一体となって都市住民を受け入れる体制整備及び人材育成を支援します。

あわせて、地場産品の販売拠点である農林水産物直売所の活動強化や、農林水産業体験、県民の森をはじめとする森林レクリエーション等を通じて都市住民との交流を促進します。

2 多様な人々の参画による農山漁村の活性化と景観の保全

地域が一丸となって、都市住民や企業との協働のもと、耕作放棄地⁴⁾の解消や里山の整備・保全等、地域資源の活用に取り組むことにより、農山漁村の

多面的機能の向上や地域の景観改善を図ります。さらに、病虫害による被害や、管理放棄された竹林の拡大により、機能が低下し、景観が悪化している森林の再生を進めます。さらに、森・川・海の生産者の連携による漁場環境の保全や海に親しめる施設の整備等を一体的に進め、自然豊かな農山漁村の実現に取り組みます。

特に、住民に有形、無形の被害を与えているイノシシなどの有害鳥獣対策については、防護柵の設置など総合的な被害防止対策を講じます。

【注】

- (1) **農業水利施設**：農地に農業用水を供給する用水施設(ダム、ため池、揚水機場、用水路等)及び農地から不要な水を河川に流す排水施設(排水機場、排水路等)のことです。
- (2) **千葉県型グリーン・ブルーツーリズム**：農山漁村に滞在して、余暇を楽しむ活動に加え、日帰りによる農林水産業体験、市民農園、農林水産物直売所等を介した、「千産・千消」の取組みなどの幅広い取組みのことです。
- (3) **ホスピタリティ**：おもてなしの心のことです。
- (4) **耕作放棄地**：1年以上作物が栽培されず、さらに今後数年の間に再び耕作する意思のない農地のことです。

Ⅲ－４ 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

①交流拠点都市の形成

【現状と課題】

本県は、人が行きかい物が流動し、産業活動の拠点となる、成田、柏・流山、幕張、かずさの４つの地域を交流拠点都市として、機能の充実を図っています。

〔成田国際空港都市〕

成田国際空港（以下、「成田空港」という。）は、首都圏における国際線基幹空港であり、空港とその周辺地域は、首都圏及び我が国における経済発展の核となる国際的な戦略拠点となっています。この成田空港の波及効果を、空港周辺地域が的確に受け止め、魅力ある国際空港都市づくりを推進するとともに、成田空港と都心・東京国際空港（以下、「羽田空港」という。）間の交通アクセスを一層強化する必要があります。

また、成田空港と東京都心の中間に位置する千葉ニュータウンは、平成 22 年の成田新高速鉄道の開通（予定）により、住宅地や商業地、ビジネス拠点としてのポテンシャルが一層高まっています。

〔柏・流山地域〕

柏・流山地域は、つくばエクスプレスによる飛躍的な交通利便性の向上を契機として、「環境・健康・創造・交流の街」をテーマに、大学と地域が連携したまちづくりを推進しています。

今後は、つくば・秋葉原など沿線都市間の競争や連携を視野に入れ、より質の高い都市機能の充実を図るとともに、産学官連携を推進し、地域産業の振興を促進することが必要です。

〔幕張新都心〕

幕張新都心では、先導的な中核施設である幕張メッセの設置をはじめ、国際的な先端企業・外資系企業、教育・研究施設や、ホテル・ショッピング・アミューズメント施設の誘致及び幕張ベイタウンでの住宅整備の推進などをこれまで進めてきました。

現在、日々約 14 万人が活動する都市に成長し、「幕張」の名前は全国に知られるようになりました。今後は、地域内のポテンシャルをさらに生かし、経済・文化の交流拠点機能を効果的に強化していくことが必要です。

〔かずさ地域〕

かずさ地域では、バイオテクノロジー、情報通信、新素材など先端技術産業分野の研究所の集積を目指す「かずさアカデミアパーク」の整備を進めてきました。しかし、バブル景気の崩壊や、量産型工場の海外展開といった産業構造の変化を受け、現在でも立地面積は半分程度にとどまっています。時代や経済環境の変化に対応した立地環境の整備を推進することが必要です。

【取組の基本方向】

成田国際空港都市については、国、空港周辺9市町(成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町)及びNAA(成田国際空港株式会社)と連携して、空港周辺のインフラ整備などを行うことによって、成田空港の容量拡大に伴う波及効果を周辺地域が的確に受け止められるようにし、地域経済の活性化等により周辺地域との共栄を目指します。

また、成田空港と都心・羽田空港間の交通アクセスの一層の強化を図るため、各種施策を展開します。

柏・流山地域については、研究拠点・産業・居住等の様々な機能が調和した地域を目指し、良質な市街地形成及び産業拠点の形成を推進するなど、大学と地域が連携したまちづくりを促進します。

幕張新都心では、国内外への発信機能の一層の強化を図るため、未利用地等の有効活用や幕張メッセの一層の利用向上を推進するとともに、これまでに集積された「働く」、「住む」、「学ぶ」、「遊ぶ」機能の複合化と連携による相乗効果を生かして、新たな魅力やさらなる活力の創出を図ります。

かずさ地域では、アクアラインの通行料金の引き下げと圏央道の整備により、都心や京浜地域、成田空港、羽田空港との交通アクセスがさらに向上し、企業立地の優位性が高まると期待されることから、国内外の企業の戦略的な誘致に取り組みます。

【主な取組】

1 成田国際空港都市づくり

地域と成田空港との共栄を目指し、成田財特法¹⁾に基づく「空港周辺地域整備計画」²⁾事業を推進するとともに、空港周辺9市町が策定した「成田国際空港都市づくり9市町プラン」³⁾との連携を図ります。

さらに、成田新高速鉄道の建設や、同鉄道を活用した国の「成田・羽田両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善」の検討に協力し、リニア新線等についても研究を進めるとともに、首都圏中央連絡自動車道・北千葉道路の整備を促進し、成田空港への交通アクセスの一層の強化を図ります。

また、千葉ニュータウンでは、「住む・働く・学ぶ・憩う」などの機能を兼ね備えた総合的なまちづくりを一層推進していきます。

2 柏・流山地域における大学と地域が連携したまちづくり

地域の魅力を高めるため、大学と地域が連携したまちづくりを促進します。

また、東葛テクノプラザ等を核として、地域の産学官連携を更に促進し、地域の産業振興を図ります。

さらに、鉄道と沿線地域の一体的な整備により秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業を進めます。

3 新たな産業と文化の発信拠点としての幕張新都心の整備

幕張新都心では、未利用地の有効活用などにより、ライフスタイルの多様化に対応したアメニティ豊かな都市づくりを推進し、国際的な業務機能・先端産業などの集積や魅力的な居住環境の実現を図り、次世代の千葉をリードする国際業務都市としてさらなる発展を目指します。

4 アクアラインを活用したかずさアカデミアパークの活性化

アクアライン通行料金の大幅引き下げによりヒト、モノの流れが大きく変わり、首都圏におけるかずさアカデミアパークの優位性が飛躍的に高まることから、次世代を担う高い技術開発力を持った企業・研究所の誘致に取り組みます。

【注】

- (1) 成田財特法：成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- (2) 空港周辺地域整備計画：成田財特法に基づき、成田空港周辺地域の施設の計画的整備のため、昭和 45 年に策定された計画で、直近の変更は平成 21 年。
- (3) 成田国際空港都市づくり 9 市町プラン：成田空港周辺の 9 市町による成田国際空港都市づくり推進会議が平成 21 年に策定した基本計画。

Ⅲ－４ 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

②交流基盤の強化

【現状と課題】

鉄道は、成田国際空港（以下、成田空港という。）と都心・東京国際空港（以下、羽田空港という。）間の交通アクセスの一層強化や、県北西部地域から東京方面への速達性の向上、通勤・通学時の混雑緩和が大きな課題となっています。さらに、地域間交流を促進する鉄道網の充実強化や地域内交通の確保に向けた取組を推進する必要があります。

また、半島であることもあり、近県に比べて広域的な幹線道路の整備が遅れています。湾岸・東葛飾地域においては交通渋滞の多発による社会経済活動への支障、房総・東総地域では観光地へのアクセスや渋滞などが課題となっています。

「千葉県物流戦略」¹⁾を基に、物流事業者及び国等関係機関と連携・協働し、一層の効率化・高度化を図るとともに、大型船舶に対応した港湾整備や、ターゲットを絞り込んだポートセールス²⁾を進めていく必要があります。

また、成田空港の利便性向上を図るためには、道路アクセスの強化が急務であり、国際競争力の維持・強化の点からも首都圏三環状道路³⁾・北千葉道路⁴⁾など広域的な幹線道路の整備が重要です。

【取組の基本方向】

成田新高速鉄道の平成22年度早期の開業を確実なものとし、成田空港と都心・羽田空港間の鉄道アクセスの一層の強化を図ります。また、関係者と連携し、鉄道沿線の開発状況や混雑状況等を踏まえ、鉄道の利便性向上に向け、建設ルートを選定や事業費の検討、需要予測、収支採算性の分析等について検討を進めます。

さらに、地域住民の重要な交通手段となっている生活交通路線の維持・確保に向けて、関係者と連携を図りながら取り組んでいきます。

道路については、首都圏中央連絡自動車道⁵⁾や東京外かく環状道路⁶⁾などの広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、地域間の交流を支える国道や県道のバイパス、現道拡幅などを進めます。

また、「千葉県物流戦略」を基に、物流の一層の効率化・高度化を図ります。

港湾については、大型船舶に対応した岸壁の整備やコンテナを扱う業種にターゲットを絞ったポートセールスを行うとともに、魅力ある海辺空間の整備を進めます。

【主な取組】

1 広域交流を促進する鉄道網の整備

成田新高速鉄道の建設や、同鉄道を活用した国の「成田・羽田空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善」の検討に協力するとともに、リニア新線等

についても研究を進めるなど、成田空港への交通アクセスの一層の強化を図ります。

また、県民の広域的な交流を促進する、東京8号線(豊洲～亀有～野田市)・11号線(押上～松戸市)整備、東京10号線(本八幡～新鎌ヶ谷)延伸新線整備、つくばエクスプレスの利便性の向上について、関係機関と連携し検討を進めます。

2 地域間交流を促進する鉄道網の充実強化

県内の各地域を結び、県民の通勤・通学等の足として大きな役割を担うJRや各種在来線について、県民が望む運行確保や施設整備など、一層の充実強化を図ります。

3 地域内交通の確保

いすみ地域の重要な交通手段であるいすみ鉄道に対し、地元市町と協調して支援するとともに、関係者が一体となって収益改善のための活性化策に取り組みます。なお、収益改善の実効性を見極める検証を行った結果、経営改善の達成が困難になったと判断された場合には、代替交通手段の導入について検討します。

また、バス対策地域協議会において、地域にとって必要不可欠な生活交通であるとされた地方バス路線について、維持・確保に向けた取組を推進します。

4 千葉県物流戦略の推進

「千葉県物流戦略」を基に、課題等の改善に向けた取組を実施し、昨今の厳しい地域間競争の中で、本県の競争力を向上させます。

また、成田空港の空港貨物輸送の拠点性を生かした成田国際物流複合基地(南側)の整備を進めるとともに、北側地区についても空港機能拡充にあわせて可能性の検討を進めていきます。

5 広域間交流を支える道路の整備

全国的な交流・連携の強化、物流の効率化による地域経済の活性化及び観光立県千葉の実現を目指すため、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路など高規格幹線道路等の整備を促進します。また、成田国際空港へのアクセス強化を図るため、北千葉道路の整備を促進します。

6 地域間交流を支える道路の整備

高規格幹線道路の整備効果を県内各地に波及させるため、銚子連絡道路、茂原一宮道路などの地域高規格道路や国道・県道の整備を進め、県内外の連携と交流を強化します。特に、渋滞対策をはじめ、主要な観光地までのアクセスルート、日常生活に密接に関連した道路等について、環境に配慮しつつ整備を推進します。

7 港湾の整備・振興

港湾の利用促進を図るため、大型船舶が着岸できる水深マイナス1.2m耐震岸壁の整備を進めるとともに、コンテナを扱う業種にターゲットを絞ったポートセールスを推進します。(千葉港)。

【注】

- (1) **千葉県物流戦略**：本県における物流の効率化・高度化、人とモノの流れの活性化を進めるため、平成19年に策定した戦略。
- (2) **ポートセールス**：港湾の利用促進を図るため、船舶や貨物を誘致する広報・宣伝活動のこと。
- (3) **首都圏三環状道路**：交通混雑の緩和や環境改善など、さまざまな整備効果をもたらし、地域住民の豊かで快適な暮らしの実現への寄与が期待される道路で、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路、首都高速中央環状線の3路線。
- (4) **北千葉道路**：市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約43kmの幹線道路。現在、印旛村から成田市間延長約13.5kmを整備中。
- (5) **首都圏中央連絡自動車道**：都心から半径約40km～60kmの地域を連絡する全長約300km、県内区間延長約95kmの環状道路
- (6) **東京外かく環状道路**：都心から半径約15kmの地域を連絡する全長約85km、県内区間延長12.1kmの環状道路

Ⅲ－４ 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

③県土の基盤の充実

【現状と課題】

都市部では、市街地整備や街路整備の遅れから、深刻な交通渋滞と、それに伴う多額の経済損失・環境負荷の増大などが引き起こされています。そこで、市街地における円滑な交通環境の推進を図るとともに、既存の高速道路ネットワークの利用しやすい料金体系の構築など、社会資本の有効活用を図る必要があります。

また、これまで整備された道路・河川・港湾・公園・下水道などの社会資本の多くが高度経済成長期に建設されたため、急速に高齢化しており、これらについて計画的な更新・維持管理による費用の縮減対策が求められています。

【取組の基本方向】

都市の拠点地区や密集市街地を中心に、区画整理¹⁾や再開発²⁾事業により、安全かつ快適な生活空間を創出するとともに、鉄道の高架化や街路などの整備を推進します。

また、高速道路ネットワークの効率的活用を図るため、本県が実施している東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験の効果を検証し、国策として一体的で利用しやすい料金体系が実現するよう働きかけ、地域経済の活性化や渋滞緩和を促進します。

高齢化する社会資本については、長寿命化を図るため、各施設の計画的な維持管理や修繕を進めます。

【主な取組】

1 市街地における円滑な交通環境の推進

市街地における道路の慢性的な渋滞等に対処するため、街路事業による都市の骨格を形成する幹線道路の整備、踏切遮断や鉄道によって分断されている市街地の一体化を進める連続立体交差事業を推進し、交通の円滑化を図るとともに環境負荷の低減を図ります。

2 既存施設の維持管理と長寿命化

道路・河川・港湾・公園・下水道などの既存施設の維持管理にあたっては、中長期的な事業費の縮減や平準化を図るため、これまでの対症的な修繕・更新から予防的な修繕へと転換し、各施設の長寿命化を推進します。

3 社会資本の有効活用

高速道路ネットワークの効率的な活用と機能強化のため、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験³⁾を

実施します。

4 区画整理、再開発による市街地の整備

密集市街地や都市の拠点地区において、街路や駅前広場などの都市基盤の整備や地域の拠点整備に対する支援を行うとともに、良好な住宅・宅地の供給を図り、安全で快適な生活空間を創出するまちづくりを進めます。特につくばエクスプレス沿線地域では鉄道と沿線地域の一体的な整備により、秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業を進めます。また、東京湾アクアライン着岸地では、交通利便性を生かした多様な都市機能が集積したまちづくりを推進します。

【注】

- (1) **区画整理（土地区画整理事業）**：土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。
- (2) **再開発（市街地再開発事業）**：都市再開発法に基づき、都市の中心商店街や駅前を始めとする中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区の再整備を行うことによって、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業。
- (3) **東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験**：恒久的な料金引下げの実現に向けて、ETC車を対象に、全日、普通車800円などに通行料金を引下げ、湾岸部の交通渋滞の緩和や観光・企業立地などに及ぼす影響などを検証する。

Ⅲ－４ 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

④人にやさしく美しいまちづくりの推進

【現状と課題】

モータリゼーションの進展や大量輸送など流通構造の変化等に伴い、大規模集客施設の郊外への立地が進み、鉄道駅周辺などで市街地の活気が失われている地域があります。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象¹⁾などにより都市環境の悪化が危惧されています。

一方で、近年は人々の価値観やライフスタイルが多様化し、まちづくりへの参加意欲や良好な景観形成に対する県民の関心も高まっています。

公共交通機関のバリアフリーに関しては、国が定めた基本方針により、鉄道駅エレベーターの設置やノンステップバス²⁾の導入等を推進していますが、整備対象となる駅の中にエレベーターの整備が困難なところがあることが課題となっています。

本県は、地理的・地形的に水資源に恵まれていないため、都市用水（水道用水・工業用水）の約3分の2を利根川水系に依存しています。また、県営水道が県北西部を中心に県人口の約半数に給水している一方で、広域的な水源確保から末端給水³⁾までを市町村のみで行っている地域があるなど、水道事業体の運営基盤に大きな地域格差があります。

【取組の基本方向】

時代の変化や地域特性に適確に対応し、県民の誰もが安心して快適に暮らすことができるいきいきとしたまちづくりを、県民、市民活動団体、企業などと連携を図りながら推進します。道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン⁴⁾の普及を図ります。公共交通機関のバリアフリー化については、国が定めた基本方針による目標の達成に向け、引き続き市町村や事業者に対し効果的な補助を行い、整備を促進します。

また、良好な景観の形成や緑の保全・創出に取り組むとともに、住宅や公園、下水など県民の生活環境の改善、河川・湖沼等の自然環境の保全と再生等に取り組みます。

渇水等緊急時における安定給水を図るため、引き続き、安定水源の確保に努めるとともに、望ましい県内水道事業の経営形態等について検討を進めます。

【主な取組】

1 時代の変化に対応したまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化の進展や産業構造の変化など、社会経済情勢の変化に対応するため、持続可能な集約型都市構造⁵⁾の構築に向け、市町村と協働して、

地域が活性化し県民誰もが快適に安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

2 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

県が管理する特定道路⁶⁾について、すべての人々が安全で快適に通行できるよう、歩道や自転車歩行者道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックを設置する等、バリアフリー対策を推進します。また、電柱や電線類が特に支障となる箇所において無電柱化を推進します。

また、建築文化賞表彰制度の活用や、景観上優れた建築物、ユニバーサルデザインや環境に配慮した建築物の普及啓発を行うことにより、うるおいとやすらぎに満ちた快適なまちづくりを推進します。

3 鉄道・バスにおけるバリアフリー化の推進

鉄道駅エレベーターの設置や超低床ノンステップバスの導入について、市町村や事業者に対し、国と協調するなど、効果的な補助を行い、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

4 環境に配慮した道づくり

環境にやさしい道路整備を進めるため、北千葉道路⁷⁾では、動植物の生活環境の保全や印旛沼の水質保全等に配慮するなど、バイパス等の事業を行う際には、周辺環境に配慮した整備を行います。

また、歩道部は透水性舗装⁸⁾を普及させるとともに、車道部は既設舗装の修繕時期等にあわせ、必要に応じて排水性舗装⁹⁾を実施します。

5 豊かな河川環境の整備と保全

水質悪化が著しい河川・湖沼等の水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくり¹⁰⁾の実施により、多様な生物を育む水辺づくりや親しみと潤いのある川づくりを推進します。

また、雨水流出抑制策や水質保全に資する条例化を進めつつ、さらには、市町村と連携しながら、水辺空間や歴史的町並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」を創出します。

6 県立都市公園の整備と都市の緑の保全・創出

県民の安全で快適な生活のため、良好な都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災など多様な機能を有する県立都市公園の整備を推進するとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理、修繕、更新を行います。

また、市町村と連携を図り、都市の緑の保全や屋上・壁面等の緑化を普及促進し、さらに広域的な水と緑のネットワークの形成に向けて検討していきます。

7 良好な景観形成の推進

良好な景観形成を推進するため、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するとともに、市町村が景観行政団体¹¹⁾として主体的に景観形成に取り組めるよう支援します。

併せて、地域の合意形成を図りながら、広域的な観点からの良好な景観の形成を進めるとともに、公共事業の実施に当たっては、景観に配慮します。

8 安定した水源の確保

八ツ場ダムについては、国において行われる治水・利水についての再検証にあたり、また、湯西川ダム、霞ヶ浦導水及び思川開発事業については、国におけるダム事業の見直しの中で、関係都県と連携を図りながらその必要性を訴えていくとともに、早期完成に向けた取組を進めます。

9 安全で良質な水の供給

県水道局では、次期「中期経営計画」¹²⁾を平成22年度までに策定し、経営基盤の維持・強化を図るとともに、老朽化の進む浄・給水場及び送・配水管等の更新を計画的、効率的に推進し、将来にわたり、安全で良質な水の安定的な供給を確保します。

10 県内水道の統合・広域化

リーディングケース(先導事例)として、県営水道と九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体¹³⁾の統合について、関係市町村等との合意形成を図りながら統合を目指します。

11 下水道整備の推進及び公共下水道の着手に向けた支援

生活環境の改善と公共用水域の水質を保全するため、流域下水道施設の計画的かつ効率的な整備を推進します。

さらに、市町村に対し効率的な公共下水道整備が図られるよう指導・助言を行います。

12 豊かな住生活の実現

県民の豊かな住生活の実現に向け、良質な住宅ストック¹⁴⁾の形成、良好な居住環境の形成、住宅市場の環境整備及び住宅セーフティネット¹⁵⁾の確保を、地域のコミュニティや地域特性を踏まえつつ、多様な主体との協働や関連する施策分野との連携により推進します。

【注】

- (1) ヒートアイランド現象：都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴い自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

- (2) **ノンステップバス**：出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバスのこと。床面高さは概ね35cm以下のものを指します。
- (3) **末端給水**：需要者の蛇口まで、水道水を供給することを指します。
- (4) **ユニバーサルデザイン**：年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。
- (5) **集約型都市構造**：中心市街地や主要な鉄道駅周辺等の拠点に、商業、医療、福祉、行政等の各種都市機能の集積を図り、これらの集約拠点などを公共交通等により有機的に結ぶネットワーク型の都市構造のこと。
- (6) **特定道路**：市町村が策定した移動円滑化基本構想に位置づけられた駅等と主要な公共施設等を結ぶ道路。
- (7) **北千葉道路**：市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約43kmの幹線道路。現在、印旛村から成田市間延長約13.5kmを整備中。
- (8) **透水性舗装**：歩道において空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用いることにより、雨水を表層、路盤を通して、路盤以下に浸透させる舗装。地下水の涵養等の利点がある。
- (9) **排水性舗装**：車道において空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用い、その下に不透水性の層を設けることにより、雨水を舗装路面から舗装内に浸透させる構造で、かつ道路交通騒音の低減に資する舗装。
- (10) **多自然川づくり**：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
- (11) **景観行政団体**：景観法に定められた景観行政を担う主体。政令指定都市・中核市は自動的に、その他の市町村は都道府県と協議・同意により景観行政団体になることができます。それ以外の地域は都道府県が景観行政団体になります。
- (12) **中期経営計画**：経営基盤の強化、施設整備の推進、お客様サービスの向上などについて、計画的な推進を図ることを目的に水道局が策定しているものです。現計画の期間は平成18年度～22年度までの5か年です。
- (13) **水道用水供給事業体**：水道事業体にその用水を供給する事業を経営する者を指します。
- (14) **住宅ストック**：社会資本としての既存の住宅等（の数）を表します。
- (15) **住宅セーフティネット**：高齢者、障害者、外国人、母子世帯等、様々な世帯が民間住宅市場の中で住宅を確保しようとする際に、自力では対応困難な事態に直面することがあり、これに対応するために用意されている様々な仕組みを表します。

第4章 計画の推進に当たって

第3章の「重点的な施策・取組」を着実かつ効果的に実施するため、県民・市町村・他都道府県などとの連携・協働や男女共同参画、ITの利活用を推進するとともに、県の行財政基盤の強化、政策評価制度による進行管理に取り組みます。

1 計画推進の基本的考え方

①チームスピリットの発揮

県民・市民活動団体、民間企業、大学など県内の多様な活動主体は、本県の活力の源です。これらが持つそれぞれの「強み」や「特性」を組み合わせることにより、活力ある千葉をつくり、また公共サービス水準の向上や行政コストの削減を図ることが期待されています。

このため、県では、チームスピリットの下、政策を実現していきます。

【主な取組】

1 市民活動団体など県民との連携

県が抱える課題に対して、市民活動団体など県民とのパートナーシップにより取り組む協働事業を全庁的に推進します。

また、市民活動に対する理解を深め、より多くの県民が市民活動に参加するよう、広報・啓発を行うとともに、市民活動団体など県民と、市町村や企業、学校等とのネットワークづくりの支援等に取り組みます。

さらに、市民活動団体が自立し、継続的に活動できるよう、法人の設立や、人材育成・資金調達など活動基盤強化のための取組を支援します。

併せて、これら市民活動団体など県民との協働による取組が、県内市町村にも普及・浸透するよう取組を進めます。

2 民間企業などとの連携

複雑多様化する県民ニーズに対して、効率的かつ効果的に公共サービスを提供するため、PFIや指定管理者制度の活用などにより、民間企業などとの連携・協働を推進します。

また、更に民間企業の知恵や工夫を公共サービスに生かしていくため、民間提案型の官民協働システムを検討します。

3 大学などとの連携

グローバル化の進展による世界規模での競争の激化や、複雑多様化する地域

の様々な課題に対応するには、大学や研究機関が保有する知的資源を活用することが必要です。このため、県内の大学などと県民・企業・行政との連携・協働を推進します。

②市町村の自主性・自立性の向上と連携強化

住民に最も身近な市町村は、多様化・複雑化している住民ニーズを迅速かつ的確に捉え、地域の特性や実情に応じた住民サービスを提供するとともに、分権型社会の主役として、地域住民と協働して政策を形成し、実行していくことが重要となっています。

また、県と市町村は分権型社会をともに担っていく自治体として、対等な関係の下で、これまで以上に協力し、緊密な連携を図ることが必要となっています。

そこで、市町村の自主性・自立性の向上や住民から信頼の得られる自治体経営に向け、市町村の政策立案能力の向上や行財政体制の強化への支援・協力を行うとともに、自主的な周辺市町村との合併及び広域連携への取組や、合併により誕生した新市町の新しいまちづくりへの取組について、総合的な支援を進めます。

また、各市町村の意向を十分踏まえながら、一定のまとまりを形成する権限を包括的に移譲するパッケージリストを基に、市町村への権限移譲を積極的に進め、住民福祉の向上を図るとともに、市町村の自立性を高めていきます。

【主な取組】

1 市町村の自立の支援

市町村の自主性・自立性の向上を図るため、市町村の行財政運営に関する必要な情報提供や助言を行うほか、自主的な市町村合併や広域連携による体制整備に対する取組や、合併により誕生した新市町の一体的なまちづくり、円滑な体制づくりなどの取組に対し、総合的な支援を進めます。

また、市町村職員と県職員や様々な主体との交流を図るとともに、全庁横断的な体制により、市町村への支援を総合的、効果的に進めます。

③自治体間の広域的な連携

本県は、首都圏の一角にあって人口 619 万人で全国 6 位、県内総生産でも全国 7 位の経済力をもち、首都圏のみならず、我が国の発展を支える大きな柱となっています。

これらの潜在力を生かすとともに、多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化を的確に把握し、柔軟かつ効率的な県政運営を行うため、本県自らの取組を進めるだけではなく、国に対して、各種の要望や働きかけを行っています。

このような働きかけを行う上で、本県が単独で行うより、多くの自治体が連携して行うことが効果的と思われる案件について、全国知事会議や八都県市首脳会議などを通じて広域的な連携を図り、要望活動等を展開します。

特に、千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県の首都圏 1 都 3 県が、協調・協力しつつ、本県としても、今後の進むべき方向を見定め、行動していきます。

【主な取組】

1 広域的な連携推進にむけた戦略的取組

規制緩和や制度改正、支援等、他の自治体と広域的に取り組んでいくことがより大きな効果を発揮すると認められる共通課題について、全国知事会や八都県市首脳会議、その他首都圏における連携等を通じ、積極的に協力・連携を図ります。

④男女共同参画

少子高齢化が急速に進展し、社会・経済情勢が大きく変化する中で、これらに対応し、活力ある社会を維持していくためには、男性・女性を問わず、その人の個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを進める必要があります。

そこで、さまざまな分野・あらゆる年代層における男女共同参画を推進するため、市町村や民間団体等と連携・協働しながら、政策・方針決定過程への女性参画を促進します。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進、固定的な性別役割分担意識の変革等、各種施策を進めます。

【主な取組】

1 県行政の運営における男女共同参画の視点の反映

県のさまざまな分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、各種審議会や委員会等をはじめ、県行政における政策・方針決定過程への女性登用を促進します。

2 市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり

団体相互及び団体と県との連携強化を促進するため、「千葉県男女共同参画推進連携会議」の活動を活性化させるとともに、男女共同参画の地域づくりを促進するため、男女共同参画地域推進員事業を実施するなどネットワークの強化を図ります。

3 ちば県民共生センターの機能強化

男女共同参画の推進拠点である「ちば県民共生センター」が、女性にも男性にも身近で利用しやすい拠点となるよう、総合相談、広報啓発、人材育成、情報収集・提供、講座・研修等の充実を図ります。

⑤ I Tの利活用

近年の I T分野の技術革新は目覚ましく、様々な分野において I Tは必要不可欠なものとなっていますが、行政サービスなどについては多くの県民がその効果を実感するには至っておらず、コンピューターウイルス・情報漏洩・有害情報など情報社会の影の側面も、I Tの利活用を妨げる一因になっているという指摘もあります。

また、I T化の進展により情報システムのニーズは増大しましたが、導入に伴う機器の重複や維持管理費の増大などの傾向も見られます。

そこで、関係機関等と連携しながら利用者の視点に立った I Tの利活用を推進していくとともに、I Tを安心して利用できるよう情報セキュリティ対策等に取り組みます。

さらに、市町村と連携し、低コストで効率的な電子自治体を構築していきます。

【主な取組】

1 利用者の視点に立った I T利活用の推進

これまでの I T化の取組を利用者の視点から評価・検証し、課題を整理するとともに、庁内組織を活用しながら I T利活用の検討・推進・評価などを行うことで、計画的な施策の展開に取り組みます。具体的には、I T利活用上の課題を明らかにし、施策の方向性を示す「ちば I T利活用推進プラン（仮称）」に基づき利活用を推進していきます。

また、産学官民（企業、大学、県・市町村等）の連携により、地域の課題を掘り起こし、I Tや人材を結びつけることで、課題解決に向けた施策の提案・実施に取り組みます。

2 情報セキュリティ対策等の推進

県民が不安なく I Tを利用できるよう、情報活用能力や情報モラルの向上に努めるとともに、情報セキュリティ対策、プライバシー保護、有害情報等へ対応した安心・安全な I T環境づくりを推進します。

3 利便性が高く効率的な電子自治体の推進

増大する情報システムへのニーズに対応し、県民サービスの一層の効率化を図るため、運用機器の集約・統合化、業務改善、費用対効果、セキュリティ等の観点から最適化を図るとともに、県と市町村でのシステムの共同利用を推進します。

2 千葉県の実財政基盤の強化

①地方分権の推進

地域が抱える課題は、本県においても都市部や農村部で大きく異なるなど多様化しています。また、少子高齢化が進展する中、多様で質の高い行政サービスの提供が求められてきており、これまでのような全国一律の中央集権的な行政システムでは、地域ごとに異なるニーズへの柔軟な対応ができないことが明らかです。

そこで、個々の地域の問題については、そこに住む地域の方々が自ら選択・決定し、それぞれの実情にあった解決ができるようにする地方分権改革が求められています。

この地方分権改革を実のある改革とするためには、国と地方の関係を大胆に見直し、国が持つ権限や財源を地方自治体へ一体的に移していく必要があります。

そのため、県では、地方分権改革の実現に向けた取組を進めるとともに、国と地方または地方間の新たな役割分担や協働の理念を踏まえた意識改革等を図っていきます。

【主な取組】

1 地方分権改革の実現に向けた取組

地方分権改革の実現により、国から都道府県、都道府県から市町村への権限移譲が進み、自治立法権、自治行政権、自治財政権が確立し、都道府県・市町村の役割がより強化されることが期待されます。

この改革の実現に向け、県は、「国と地方の協議の場」などを通じて国に対して積極的に提言・要望していくとともに、個性豊かで活力に満ちた社会の構築や、地域の実情にあわせた住民サービスの向上につなげるため、権限と財源の一体的な移譲や地方の創意工夫が可能となる制度改正等を進めるよう、様々な機会を捉え、主張していきます。

また、地方分権改革による権限移譲等を円滑に行うため、庁内連携を図るための推進・サポート体制を構築するとともに、市町村への権限移譲を円滑に進めるための体制を整備します。

さらに、地方分権改革の内容や効果について、県民の皆さんの理解を深めていただくための取組を進めます。

2 新たな役割分担と協働の理念を踏まえた取組

分権型社会のもとでは、住民に身近な地方自治体が、地域の政策決定に大きな責任を負うこととなります。

県としても解決すべき課題を調査分析し、現場主義に徹して政策立案できるよう、職員の政策立案能力、執行能力等を高め、‘政策自治体’としての実力を高めていきます。

また、「縦割り行政」や「二重行政」をなくし、地域が持つ叡智や力を結集した地域の総合行政を展開していくため、新たな役割分担のもとで、市町村との連携を進め、公益法人、組合、企業、市民活動団体等との協働を深めていけるよう、職員の意識改革等を進めていきます。

②行政改革計画の改革の視点・基本的方向及び財政健全化計画の目標

行政改革計画では、

- ①公正・透明な行財政運営の確立
- ②組織のスリム化の徹底
- ③県庁のポテンシャルの最大化
- ④時代の変化に即した県の役割の再構築
- ⑤チームスピリットの発揮
- ⑥民間的視点・発想の積極的導入

を改革の視点・基本的方向性としています。また、財政健全化計画では、「持続可能な財政構造の確立」を改革の目標として掲げています。

この2つの計画を一体的に策定し、総合計画の推進を確保するとともに、新たな行政需要に的確に対応するための行財政基盤の確立に向けた取組を進めます。

3 政策評価制度による進行管理

総合計画の進行管理は、「重点的な施策・取組」について、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）という政策評価制度のマネジメントサイクルに基づいて行います。

「重点的な施策・取組」について、実施状況や達成度などを分析・評価し、その結果を公表するとともに、課題のあるものについては、その課題の分析や今後の対応方法を検討し、次の施策展開に反映させていきます。